

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年12月25日
【中間会計期間】	第82期中（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）
【会社名】	アンリツ株式会社
【英訳名】	ANRITSU CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 戸田 博道
【本店の所在の場所】	神奈川県厚木市恩名五丁目1番1号
【電話番号】	046 (223) 1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 窪田 顕文
【最寄りの連絡場所】	神奈川県厚木市恩名五丁目1番1号
【電話番号】	046 (296) 6517（ダイヤルイン）
【事務連絡者氏名】	経理部長 窪田 顕文
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1)連結経営指標等

回次	第80期中	第81期中	第82期中	第80期	第81期
会計期間	自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日	自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日	自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日	自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日	自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日
売上高(百万円)	38,792	46,493	48,812	91,262	99,445
経常損益(百万円)	△626	306	△316	1,628	3,193
中間(当期)純損益(百万円)	△1,285	△410	△174	562	1,375
純資産額(百万円)	59,639	60,246	60,423	60,970	61,619
総資産額(百万円)	145,176	143,005	143,199	152,389	140,395
1株当たり純資産額(円)	467.67	471.24	473.68	477.51	483.25
1株当たり中間(当期)純損益(円)	△10.08	△3.22	△1.37	3.76	10.79
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益(円)	—	—	—	3.39	9.72
自己資本比率(%)	41.1	42.0	42.2	40.0	43.9
営業活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	2,217	1,324	2,147	5,929	2,488
投資活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	△8,704	1,781	△2,002	△10,944	420
財務活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	△888	△10,520	4,516	1,760	△13,974
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高(百万円)	26,295	23,547	24,412	30,870	19,946
従業員数(人)	4,164	4,016	4,050	4,052	3,990

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 第80期中、第81期中及び第82期中の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失が計上されているため、記載しておりません。

3. 第81期中より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第80期中	第81期中	第82期中	第80期	第81期
会計期間	自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日	自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日	自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日	自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日	自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日
売上高(百万円)	20,295	22,183	23,434	48,288	50,193
経常損益(百万円)	△1,949	226	△1,014	△588	1,739
中間(当期)純損益(百万円)	△1,936	252	△886	△170	2,195
資本金(百万円)	14,049	14,049	14,049	14,049	14,049
発行済株式総数(千株)	128,037	128,037	128,037	128,037	128,037
純資産額(百万円)	68,629	69,198	69,282	69,397	70,719
総資産額(百万円)	141,614	137,116	136,731	144,794	136,255
1株当たり純資産額(円)	538.16	541.44	543.18	544.01	554.64
1株当たり中間(当期)純損益(円)	△15.18	1.98	△6.96	△1.58	17.22
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益(円)	—————	1.78	—————	—————	15.51
1株当たり配当額(円)	4.00	3.50	3.50	7.00	7.00
自己資本比率(%)	48.5	50.3	50.6	47.9	51.9
従業員数(人)	1,216	1,127	1,116	1,197	1,114

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 第80期中、第82期中及び第80期の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、1株当たり中間(当期)純損失が計上されているため、記載しておりません。

3. 第81期中より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。なお、第80期に買収いたしましたAnritsu A/S（旧商号 NetTest）の子会社であるNetTest do Mexico C.V. de SAの清算が「第1 企業の概況 3 関係会社の状況」に記載のとおり、終了いたしました。これにより、当中間連結会計期間において、子会社数が1社減少しました。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、以下の会社が清算終了により解散しております。

名称	住所	資本金	主な事業の内容	議決権の 所有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
NetTest do Mexico C.V. de SA	メキシコ	50千メキシ コペソ	計測器等の販 売、保守	100 (100)	—

(注) 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成19年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
計測器	3,027
情報通信	213
産業機械	341
サービス他	344
全社	125
合計	4,050

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であります。
2. 全社として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない基礎研究に係る部門に所属している者であります。

(2) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数(人)	従業員数(人)
	1,116

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であります。

(3) 労働組合の状況

提出会社の労働組合は、アンリツ労働組合と称し上部団体の全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会に加盟しております。

平成19年9月30日現在の組合員数は1,049(出向者を含む)名であり、労使間は極めて安定しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

情報通信ネットワークの分野においては、固定通信、移動通信の両分野におけるブロードバンド化や、それらを利用した多種多様なサービスが進展しており、さらには各種サービスをひとつのネットワークで提供する次世代通信ネットワーク（NGN：Next Generation Networks）の構築に向けたさまざまな動きが加速しています。この分野は市場での競争激化により、事業再編や合従連衡の動きが一部にある一方、電気通信事業者や通信機器メーカーは差別化をはかるために総じて設備投資を継続しており、当社グループの主要な事業領域は、全体としてビジネスチャンスが拡大しています。

このような状況の中、当社グループは2009年3月期を最終年度とする中期経営計画「Anritsu Global LP 2008」の達成に向けて積極的に取り組みを続けております。当中間連結会計期間は、世界各地の販売体制・顧客サポート体制を強化するため、中南米地域を統括する販社をメキシコにおいて始動させました。一方、第3.5世代及び次世代の移動通信サービス向けに機能強化したワイヤレス通信用計測器や汎用の信号解析用計測器などの新しいソリューションを市場に投入し、製品ラインの拡充にも努めました。また、当社グループのNGN戦略の一翼を担うサービス・アシユアランス分野は、引き続き、欧州を中心とする有力通信事業者をターゲットとした営業活動（Tier 1 戦略）などにより、収益の改善に積極的に取り組みました。

これらの結果、当中間連結会計期間の業績は売上高が488億12百万円（前中間連結会計期間比5.0%増）となり、営業利益は12億76百万円（前中間連結会計期間は営業利益18億73百万円）、経常損失は3億16百万円（前中間連結会計期間は経常利益3億6百万円）、中間純損失は1億74百万円（前中間連結会計期間は中間純損失4億10百万円）となりました。

1)事業の種類別セグメントの業績

当社グループは、計測器事業、情報通信事業、産業機械事業及びサービス他の事業を営んでおります。

①計測器事業

当事業は、通信事業者、関連機器メーカー、保守工事業者へ納入するIPネットワーク通信用、移動通信用、RF・マイクロ波・ミリ波帯用など、多機種にわたる通信用測定器、測定システムの開発、製造、販売及びサービス・アシユアランス事業を行っています。当中間連結会計期間は、第3世代移動通信サービス（3G）及び3.5世代（3.5G）向け計測器は、研究開発用の需要が国内及び欧州で一巡するものの、携帯端末製造用は国内及びアジアを中心に、そして基地局建設保守用は全世界で堅調に推移しました。また、光加入者系フィールド用テスタは、米国・アジアを中心に堅調に推移しました。一方、サービス・アシユアランス分野も、収益性改善の基盤固めに注力し、有力通信事業者からの受注獲得に成果がみられました。この結果、売上高は361億17百万円（前中間連結会計期間比4.9%増）となりましたが、当中間連結会計期間は、前中間連結会計期間の北米における大量受注案件による量産効果が高かったこと、また、新製品群の立ち上がり期であったこともあり、営業利益は10億19百万円（前中間連結会計期間は営業利益15億56百万円）にとどまりました。

②情報通信事業

当事業は、国土交通省をはじめとする官公庁や地方自治体へ納入する映像監視、テレメータなどの公共情報システム、通信事業者やインターネットサービスプロバイダー等向けの映像配信ソリューションや帯域制御装置などの開発、製造、販売を行っています。当中間連結会計期間は、公共情報システムが順調に推移しましたが、当事業の売上高は官公庁などに対する売上が下半期に集中する傾向にあり、売上高は21億78百万円（前中間連結会計期間比3.7%増）となりました。営業利益は、利益体質の定着などにより、2億82百万円の損失（前中間連結会計期間は4億72百万円の損失）となりました。

なお、本事業は子会社アンリツネットワークス株式会社により事業を展開しております。

③産業機械事業

当事業は、食品・薬品・化粧品産業向けの生産管理・品質保証システムを事業分野とした、高精度かつ高速の各種自動重量選別機、自動電子計量機、異物検出機などの産業機器の開発、製造、販売を行っています。当中間連結会計期間は、食品の安全・安心意識の高まりにより、食品の検査設備への需要が急増し、X線異物検出機を中心に好調に推移しました。この結果、売上高は67億97百万円（前中間連結会計期間比9.9%増）となり、増収効果及び金属原材料の高騰対策としてのコスト削減への取り組みなどにより、営業利益は4億87百万円（前中間連結会計期間は営業利益3億24百万円）となりました。

なお、本事業は子会社アンリツ産機システム株式会社により事業を展開しております。

④サービス他の事業

この事業は、デバイス事業、精密計測事業、環境関連事業及び物流、厚生サービス、不動産賃貸及びその他の事業からなっております。当中間連結会計期間は、光通信デバイスの需要が、動画配信市場向けが一服する一方、メトロネットワーク向けの低価格の在来品が伸長したことや、液晶製造装置向けのセンサーの不振などにより、売上高は37億17百万円（前中間連結会計期間比1.2%減）、営業利益は8億32百万円（前中間連結会計期間は営業利益15億23百万円）となりました。

2) 所在地別セグメントの業績

①日本

計測器事業については、第3世代移動通信サービス（3G）及び3.5世代（3.5G）向け計測器は、研究開発用の需要は一巡しましたが、携帯端末製造用は、国内事業者のグローバル対応機種向けに堅調に推移しました。また、N-GN（次世代ネットワーク）関連では、コアネットワーク用装置・デバイス試験用計測器は、ネットワーク構築側の遅れの影響に加えて新製品の立ち上がり期であったこともあり、需要が伸び悩みましたが、光加入者系フィールド用テストは堅調に推移しました。また、情報通信事業は、公共情報システムが順調に推移し、経営構造改革による利益体質の定着により、営業損益は改善しました。産業機械事業は、食の安全・安心意識の高まりにより、X線異物検出機が好調でした。その他の事業については、デバイス事業では、動画配信市場向け光デバイスの需要が一服して低価格の在来品が伸長し、精密計測事業では、液晶製造装置向けのセンサーが不振でした。

この結果、売上高は241億36百万円（前中間連結会計期間比4.7%増）、営業利益は4億93百万円（前中間連結会計期間は営業利益16億53百万円）となりました。

②米州

計測器事業について、移動通信基地局の建設・保守用ハンドヘルド型計測器は、前年同期のような大量受注案件はありませんでしたが、おおむね堅調に推移しました。電波測定などに用いられる汎用のハンドヘルド型計測器は好調でした。また、光加入者系フィールド用テストも米国で堅調に推移しました。

この結果、売上高は100億68百万円（前中間連結会計期間比1.1%増）、営業利益は15億36百万円（前中間連結会計期間は営業利益16億99百万円）となりました。

③欧州

計測器事業について、3G端末のコンフォーマンステストシステム及び3.5G向け開発用計測器の需要は一巡しましたが、基地局の建設・保守用ハンドヘルド型計測器は好調でした。サービス・アシュアランス分野については、欧州の有力通信事業者をターゲットとした取り組みでの受注獲得に成果が得られて売上増を実現し、営業損益が改善しました。

この結果、売上高は90億28百万円（前中間連結会計期間比13.2%増）、営業損失は11億57百万円（前中間連結会計期間は営業損失15億62百万円）となりました。

④アジア他

計測器事業について、移動通信関連計測器は、中国のTD-SCDMA端末向けはまだ本格的な需要には至りませんが、UMTS（欧米向け3G）端末の開発用及び量産用計測器が堅調でした。基地局の建設・保守用ハンドヘルド型計測器及び光ネットワークの建設・保守用の計測器の需要も引き続き堅調でした。産業機械事業については、東南アジアでの特定用途向け重量選別機などの需要が引き続き堅調でした。

この結果、売上高は55億78百万円（前中間連結会計期間比1.2%増）、営業利益は3億17百万円（前中間連結会計期間は営業利益3億29百万円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ44億65百万円増加して244億12百万円（前中間連結会計期間末は73億22百万円減少して235億47百万円）となりました。

なお、営業活動によるキャッシュ・フローと投資活動によるキャッシュ・フローを合わせたフリー・キャッシュ・フローは、1億44百万円のプラス（前中間連結会計期間は31億6百万円のプラス）にとどまりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

① 営業活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における営業活動の結果得られた資金は、純額で21億47百万円（前中間連結会計期間は13億24百万円の獲得）となりました。

これは、受注状況が堅調に推移するなか棚卸資産の圧縮など運転資本の効率化に努め、小幅ながら改善できたことが主な要因です。

なお、減価償却費は18億41百万円（前中間連結会計期間比86百万円増）となりました。

②投資活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における投資活動の結果使用した資金は、純額で20億2百万円（前中間連結会計期間は投資有価証券の売却による収入もあり17億81百万円の獲得）となりました。

なお、有形固定資産の取得による支出は、12億96百万円（前中間連結会計期間比2億58百万円増）となりました。

③財務活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における財務活動の結果得られた資金は、純額で45億16百万円（前中間連結会計期間は105億20百万円の使用）となりました。

これは、2007年9月26日に第4回無担保社債100億円を発行したことが主な要因です。なお、2007年4月にシンジケートローン70億円を返済しました。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1)生産実績

事業の種類別セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前年同期比 (%)
計測器 (百万円)	35,478	96.6
情報通信 (百万円)	2,313	108.8
産業機械 (百万円)	6,942	109.0
サービス他 (百万円)	2,343	97.8
合計 (百万円)	47,077	98.9

- (注) 1. 金額は販売価格によっており、セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2)受注状況

事業の種類別セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)			
	受注高 (百万円)	前年同期比 (%)	受注残高 (百万円)	前年同期比 (%)
計測器	38,291	104.4	12,510	94.7
情報通信	1,899	68.8	947	50.2
産業機械	6,900	107.9	1,733	110.4
サービス他	4,260	99.9	1,004	92.6
合計	51,351	102.5	16,197	91.2

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3)販売実績

事業の種類別セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前年同期比 (%)
計測器 (百万円)	36,117	104.9
情報通信 (百万円)	2,178	103.7
産業機械 (百万円)	6,797	109.9
サービス他 (百万円)	3,717	98.8
合計 (百万円)	48,812	105.0

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、その割合が100分の10以上に該当する相手先がないため記載を省略しております。
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

なお、当社では、株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を、平成19年6月27日開催の株主総会において決議のうえ、導入しております。

株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

①基本方針の内容

当社は、公開企業として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否か、ひいては会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様の意思に基づき決定すべきものと考えます。一方で、当社は、企業価値の源泉となり株主共同の利益を構築している経営資源の蓄積を最大限に生かし、当社グループのブランド価値を高めていくためには、中長期的観点からの安定的な経営及び蓄積された経営資源に関する十分な理解が不可欠であると考えています。従って、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者に、これらに関する十分な理解なくしては、当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されるおそれがあると考えています。

この点、当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、株主の皆様が適切に大規模な買付行為に応じるか否かの判断を行うためには、当社取締役会からの情報提供に加え、かかる大規模買付者から十分な情報を提供いただき、当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会がこれに対する評価・意見等を提供することにより、株主の皆様が適切な判断を行うために必要かつ十分な情報及び時間が確保されることが極めて重要になるものと考えております。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。こうした観点から、当社は、企業価値及び株主共同の利益の確保と向上のために、大規模な買付行使を行う買付者において、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会における一定の評価期間が経過した後ののみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。また、大規模買付ルールに従ったものであっても、当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと認められる大規模な買付行為に対しては、対抗措置を講ずる必要があると考えております。

以上を踏まえ、当社は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、又は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合であっても、例外的に当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうおそれが存する場合には、かかる大規模買付者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令及び定款によって許容される限度において相当な措置を講ずることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上をはかることが必要であると考えております。

当社は、以上に述べました事項をもって、基本方針とすることを決定いたしました。

②基本方針の実現のための取組み

イ. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、平成18年7月に、「利益ある成長」戦略を実現し、「安全・安心で快適な社会の実現に貢献する企業」を目指した中期経営計画を策定し、その実現に向けてグループを挙げて取り組んでおります。次世代ネットワークの構築など、ネットワークインフラが大きく構造変化を遂げようとしている中、当社は、通信計測分野のグローバル・マーケットリーダーとして、ネットワークの通信品質・サービス品質を保証するソリューションの提供へと事業領域の拡大を目指してまいります。また、当社は、コーポレート・ガバナンスの強化のため、執行役員制度や社外取締役の導入による経営監督機能の強化、報酬諮問委員会の設置による経営の透明性の確保に努めております。

このような取組みは、当社の企業価値を高めるものであり、その結果、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なう大規模買付者が現れる危険性を低減するものとして、前記①の基本方針に沿うものと考えます。

ロ. 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年4月25日開催の取締役会において、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的に、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）の具体的な内容を決定し、平成19年6月27日開催の第81期定時株主総会における株主の皆様のご承認を得て導入いたしました。

1 本プランの概要

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為（保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け等、又は

買付け等に係る株券等の株券等所有割合及び特別関係者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け等)が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断を行うための必要かつ十分な情報及び時間を確保するため、当社取締役会が、大規模買付情報の提供や当社取締役会による評価・検討期間の確保等を内容とする「大規模買付ルール」を定め、大規模買付者に対してルールの遵守を求め、大規模買付者がルールを遵守しない場合など必要に応じて対抗措置として新株予約権の無償割当て等を実施する、というものであります。なお、対抗措置を発動しない場合は、ルールに定める期間経過後に、株主の皆様の判断を仰ぐこととなります。

2 大規模買付ルールの内容

大規模買付者は、買付けの実行に先立ち、当社取締役会に対して、大規模買付ルールを遵守する旨の誓約文言等を記載した「意向表明書」を提出した後、当社からの求めに応じ、大規模買付者の詳細、買付けの目的、方法及び内容、買付け後の当社の経営方針等の大規模買付情報を提供するものとします。

当該大規模買付情報の提供の完了後、対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合は60日間、その他の大規模買付行為の場合は90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案作成のための期間(以下「買付行為評価期間」といいます。)として当社取締役会に与えられるものとします。

当社取締役会は、大規模買付者から大規模買付情報等の提供を受けた後、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外有識者によって構成される独立委員会に、買付け内容の検討、対抗措置発動の是非等について諮問し、独立委員会は、買付行為評価期間内に、当該買付け内容等を検討し、当社取締役会に対して対抗措置発動の是非を含む勧告を行います。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限に尊重し、最終的に対抗措置の発動・不発動について決議するものとします。

3 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限に遵守することを前提として、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、大規模買付行為に対する対抗措置として、新株予約権の無償割当てを行うことがあります。この新株予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件及び当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換に新株予約権を取得することができる旨の取得条件を付すことができるものとします。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限に遵守することを前提として、対抗措置を発動することがあります。

4 本プランの有効期間

第81期定時株主総会終結の時から平成22年3月期の事業年度に関する定時株主総会終結の時までの3年間とします。なお、本プランは、有効期間内であっても、当社取締役会で本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されます。

5 株主及び投資家の皆様に与える影響

本プラン導入時においては、新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響は生じません。

対抗措置としての新株予約権の無償割当て時においては、割当基準日における株主の皆様に対し、その保有する株式の数に応じて新株予約権が無償にて割当てられます。株主の皆様が新株予約権の行使の手続を行わない場合、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合は、株式の希釈化は生じません。

③具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本プランは、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応方針、対抗措置の概要等を規定するものでありますが、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かの判断を可能とするために、大規模買付者から情報提供をすること、及び、それに対する当社取締役会における一定の評価期間が経過した後のみ、大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを定めております。また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと認められる大規模買付行為に対しては、対抗措置を講じることがあることを定めております。よって、本プランは、基本方針に沿うものであると考えます。

また、当社は、本プランが、独立委員会の設置など、公正性・合理性を担保し、取締役会の恣意的判断を排除する仕組みが講じられており、当社株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないものと考えております。

4 【経営上の重要な契約等】

特記すべき事項はありません。

5 【研究開発活動】

当社グループの研究開発は、「オリジナル&ハイレベル」の商品開発により、豊かなユビキタスネットワーク社会の実現に貢献することを企業グループ理念とし、IPネットワーク、移動体通信システムなどの先端技術分野に集中した新商品の研究開発を進めております。

研究体制につきましては、アンリツ株式会社のR&Dセンター、各事業部内の技術部門、及び国内外子会社（東北アンリツ株式会社、アンリツネットワークス株式会社、アンリツ産機システム株式会社、アンリツエンジニアリング株式会社、Anritsu Company（米国）、Anritsu Limited（英国）、Anritsu A/S（デンマーク））の技術部門で行われています。

アンリツ株式会社の計測事業統轄本部、Anritsu Company及びAnritsu Limitedは、共に計測器を対象分野としており、保有する技術を相互補完することによりシナジー効果を上げるべく協調して開発を進めています。

また、アンリツネットワークス株式会社は情報通信機器を、アンリツ産機システム株式会社は産業機械を研究開発対象としており、東北アンリツ株式会社及びアンリツエンジニアリング株式会社は、主としてアンリツ株式会社の各事業部からの委託を受けて開発を行っております。

当社グループにおける、当中間連結会計期間の研究開発投資の内訳は次のとおりです。

	当中間連結会計期間	売上高比率
計測器事業	5,389百万円	14.9%
情報通信事業	147百万円	6.8%
産業機械事業	526百万円	7.8%
サービス他事業	205百万円	5.5%
基礎研究開発	858百万円	—
合計	7,128百万円	14.6%

また、事業別セグメントの主な研究開発成果は次のとおりです。

(1) 計測器事業

1. ネットワークマスタ MT9090A プラットフォーム 及び、ドロップ ケーブル フォルト ロケータ MU909011A の開発

国内のF T T H加入者は966万人（2007年度6月末データ、総務省発表）を超え、年間200万加入に迫る勢いで急増しています。これに伴い、サービス品質を維持するための光ファイバメンテナンスは通信事業者、工事会社にとって重要なテーマとなっています。

F T T Hの主流であるP O Nシステムは、短時間でかつ他の加入者へ影響を与えることなく保守作業を行うことが求められています。しかし、被測定ファイバに対し強い光信号を入力する従来の測定手法では、通信信号と試験信号が混線しサービスに影響を与えるため、対象光ドロップケーブルを分離するなどの作業手順が必要でした。このため光ドロップケーブルを分離せずに障害位置探索を可能とするソリューションが強く求められていました。そこでアンリツはアクセスネットワークの状況に応じた保守を可能とする測定ソリューションのメインフレームとなるネットワークマスタシリーズ MT9090Aと光ドロップケーブルの障害位置探索に用途を絞ったドロップケーブルフォルトロケータ MU909011Aを開発いたしました。

MU909011Aを実装したMT9090Aは光ドロップケーブルをつなぎかえることなく光パワーメータによる断線確認とO T D Rによる障害位置探索が行えます。これまで光ドロップケーブル保守で利用されてきた測定器に比較して作業効率を改善し、経験の少ない作業員でも、短時間で正確な障害位置探索が行えます。

2. MS2690A/MS2691A/MS2692A シグナルアナライザの開発

次世代ワイヤレス通信システムは、使用周波数帯域の広帯域化が進み、3 G H zを超える高い周波数へと使用帯域がシフトし始めています。また、周波数の利用効率を高めるために、時間経過と共に信号がダイナミックに変化する方式が採用され複雑さが増えています。そのような中、3 G H zを超える高い周波数帯においても、優れた測定精度と広帯域解析能力を持ち、時間的な変化を取りこぼしなく解析できる測定器が求められるようになってきています。

当社では、業界最高水準の総合レベル精度と変調精度及び広帯域解析を実現し、信号波形を取りこぼしなく取り込めるディジタル機能標準搭載したMS2690A/MS2691A/MS2692A シグナルアナライザを開発しました。複雑化する次世代ワイヤレス通信システムの研究・開発や、高性能が要求されるデバイス、基地局の性能試験が効率よく行えます。更にオプションとしてベクトル信号発生器を内蔵可能とし、従来にはない新しい形態の計測プラットフォームを提

供します。また、ワイヤレス通信システム向けの専用測定ソフトウェアとして、「Mobile-WiMAX測定ソフトウェア」、「W-CDMA BS測定ソフトウェア」を提供します。今後も、次世代ワイヤレス通信方式として世界で普及が期待される「3GPP LTE」、中国内において普及が期待される「TD-SCDMA」、日本国内における自動車関連で普及が見込まれる「ETC/DSRC」など、お客様のニーズに応じた各種通信システム向けの測定ソフトウェアラインナップを拡充いたします。

(2) 情報通信事業

1. EC2068A ギガアクセス伝送装置 の開発

EC2068A ギガアクセス伝送装置（以下、本装置）は、Gigabit-Ethernetポートを標準で12ポート備えたレイヤ2スイッチです。

ブロードバンド化の進展とともに、ネットワーク上のデータ転送量が飛躍的に拡大し、同時にミッションクリティカルなデータ転送も伴い、ネットワークに対する信頼性、安全性確保・向上への要求は、高まるばかりです。本装置は、ネットワークの信頼性、安全性に重点を置き、安全・安心なネットワークを実現します。

本装置は、二重化したリング構成のネットワーク構築に適しており、トポロジの伝送路障害時に、通信経路の高速切替が可能なAQR++（当社独自のスパンニングツリーベースの冗長経路制御プロトコル）を実装しています。切替時間を平均50msとし、SDH/SONETにおけるリング制御プロトコルRPRと同等の性能をEthernet上で実現しました。また、電源冗長構成（100V AC/-48V DC）により、ネットワークシステムの信頼性を向上することができます。

本体、サブユニット、電源ユニットで構成され、サブユニットの組み合わせにより、光と電気ポートの必要数に応じた最適な機器を選択することで、柔軟なネットワーク構築が実現できます。

また、サブユニットの機能により、EthernetフレームをIPパケットでカプセル化し、既存IPネットワーク上に新たな仮想レイヤ2ネットワークを構築できる、“IPトンネル機能”を実現することが可能です。

(3) 産業機械事業

1. 品質管理・制御システムの開発

「食の安全と安心」に対する意識の高まりとともに、食品の製造工程では産地や原材料の管理に加え、食品製造の各工程における品質記録についても厳格な管理が求められています。

このような食品製造品質の管理ニーズに応えるためにアンリツ産機システム株式会社は、お客さまのご要望にお応えし各種の品質管理ソフトウェアを開発してまいりました。

これまで培った経験を元に今回開発した“KV9001A 総合品質管理・制御システムQUICCA（注）”は、「全ラインモニタリング」、「生産状況分析」、「特定ポイント管理」、「リモートコントロール」、「携帯電話への通報機能」及び「各種レポート機能」などの各種機能を備え、多様な品質検査機器を統合管理することで、お客様の品質管理や生産性向上を強力にサポートします。

（注）QUICCA：Quality Improvement by Control, Collection, Analysisに由来する商品名

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	400,000,000
計	400,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成19年12月25日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	128,037,848	128,037,848	東京証券取引所 市場第一部	—
計	128,037,848	128,037,848	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成19年12月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

1. 会社法に基づき発行した新株予約権に関する事項は、次のとおりであります。

①平成18年7月26日取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	74	74
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	74,000	74,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	624	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年8月15日 至 平成23年8月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 624 資本組入額 388	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役もしくは従業員であることを要する。ただし、権利行使期間中に退任、退職により対象者としての地位を喪失した場合は、喪失後1年間に限り新株予約権の行使を認める。なお、平成20年8月14日までに退任、退職により対象者としての地位を喪失した場合は、平成20年8月15日から1年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③ 新株予約権者は、次のいずれかに該当する場合、新株予約権の行使をすることができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 取締役もしくは従業員として不適格となった場合 背任行為により会社に対して不利益を与えた場合 平成20年8月14日までに退任、退職した場合であって、新株予約権の割当ての目的上、対象者に新株予約権を行使させることが相当でないと認められる事由がある場合 <p>④ 新株予約権者は、平成20年3月期における連結当期純利益が40億円に満たない場合、新株予約権の行使をすることができない。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>① 譲渡による新株予約権の取得の場合は、取締役会の承認を必要とするものとする。</p> <p>② 新株予約権は、質入れその他一切の処分をすることはできず、又はこれに担保権を設定することができない。</p>	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

②平成18年6月28日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	155	155
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	155,000	155,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	624	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年8月15日 至 平成23年8月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 624 資本組入額 388	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役もしくは従業員であることを要する。ただし、権利行使期間中に退任、退職により対象者としての地位を喪失した場合は、喪失後1年間に限り新株予約権の行使を認める。なお、平成20年8月14日までに退任、退職により対象者としての地位を喪失した場合は、平成20年8月15日から1年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③ 新株予約権者は、次のいずれかに該当する場合、新株予約権の行使をすることができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役もしくは従業員として不適格となった場合 2. 背任行為により会社に対して不利益を与えた場合 3. 平成20年8月14日までに退任、退職した場合であって、新株予約権の割当ての目的上、対象者に新株予約権を行使させることが相当でないと認められる事由がある場合 <p>④ 新株予約権者は、平成20年3月期における連結当期純利益が40億円に満たない場合、新株予約権の行使をすることができない。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>① 譲渡による新株予約権の取得の場合は、取締役会の承認を必要とするものとする。</p> <p>② 新株予約権は、質入れその他一切の処分をすることはできず、又はこれに担保権を設定することができない。</p>	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

③平成19年7月25日取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	66	66
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	66,000	66,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	566	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年8月14日 至 平成24年8月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 566 資本組入額 329	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役もしくは従業員であることを要する。ただし、権利行使期間中に退任、退職により対象者としての地位を喪失した場合は、喪失後1年間に限り新株予約権の行使を認める。なお、平成21年8月13日までに退任、退職により対象者としての地位を喪失した場合は、平成21年8月14日から1年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③ 新株予約権者は、次のいずれかに該当する場合、新株予約権の行使をすることができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役もしくは従業員として不適格となった場合 2. 背任行為により会社に対して不利益を与えた場合 3. 平成21年8月13日までに退任、退職した場合であって、新株予約権の割当ての目的上、対象者に新株予約権を行使させることが相当でないと認められる事由がある場合 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>① 譲渡による新株予約権の取得の場合は、取締役会の承認を必要とするものとする。</p> <p>② 新株予約権は、質入れその他一切の処分をすることはできず、又はこれに担保権を設定することができない。</p>	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

④平成19年6月27日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	147	147
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	147,000	147,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	566	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年8月14日 至 平成24年8月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 566 資本組入額 329	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役もしくは従業員であることを要する。ただし、権利行使期間中に退任、退職により対象者としての地位を喪失した場合は、喪失後1年間に限り新株予約権の行使を認める。なお、平成21年8月13日までに退任、退職により対象者としての地位を喪失した場合は、平成21年8月14日から1年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③ 新株予約権者は、次のいずれかに該当する場合、新株予約権の行使をすることができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役もしくは従業員として不適格となった場合 2. 背任行為により会社に対して不利益を与えた場合 3. 平成21年8月13日までに退任、退職した場合であって、新株予約権の割当ての目的上、対象者に新株予約権を行使させることが相当でないと認められる事由がある場合 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>① 譲渡による新株予約権の取得の場合は、取締役会の承認を必要とするものとする。</p> <p>② 新株予約権は、質入れその他一切の処分をすることはできず、又はこれに担保権を設定することができない。</p>	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

2. 旧商法第341条ノ2の規定に基づき発行した新株予約権付社債に関する事項は、次のとおりであります。

平成15年9月1日取締役会決議（2010年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債）

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権付社債の残高（百万円）	15,000	同左
新株予約権の数（個）	7,500	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	14,018,691	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,070	同左
新株予約権の行使期間	自 平成15年10月3日 至 平成22年9月7日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,070 資本組入額 535	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債に付された新株予約権は、旧商法第341条ノ2第4項の定めにより、本社債と分離して譲渡することはできない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日	—	128,037	—	14,049	—	22,999

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番11号	25,506	19.92
日本電気株式会社	東京都港区芝五丁目7番1号	8,312	6.49
資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワー乙棟	3,879	3.03
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町二丁目11番3号	3,794	2.96
モルガン・スタンレー・アンド・カン パニー・インターナショナル・ピーエ ルシー（常任代理人 モルガン・スタ ンレー証券株式会社 証券管理本部 オ ペレーション部門）	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA ENGLAND （東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー）	3,055	2.39
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	2,964	2.32
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	2,314	1.81
バンクオブニューヨークジーシーエム クライアントアカウントジエイピーア ールデイアイエスジーエフイーエイ シー（常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ銀行決済事業部）	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM （東京都千代田区丸の内二丁目7番1 号）	1,665	1.30
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505041 （常任代理人 株式会社みずほコーポ レート銀行 兜町証券決済業務室）	12 NICHOLAS LANE LONDON EC4N 7BN U.K. （東京都中央区日本橋兜町6番7号）	1,220	0.95
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	1,086	0.85
計	—	53,797	42.02

(注) 1. 上記の所有株式のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (千株)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	25,506
資産管理サービス信託銀行株式会社	3,879
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	3,794

2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式のうち次に掲げるものは、各社がそれぞれ保有する当社株式を退職給付信託に拠出したものであります。

氏名又は名称	拠出会社名	株式数（千株）
住友信託銀行再信託分・日本電気株式会社退職給付信託口	日本電気株式会社	19,200
住友信託退給口	住友信託銀行株式会社	2,500
住友信託銀行再信託分・エヌイーシーインフロンティア株式会社退職給付信託口	NECインフロンティア株式会社	427
住友信託銀行再信託分・エプソントヨコム株式会社退職給付信託口	エプソントヨコム株式会社	252
三井アセット信託銀行再信託分・ティーディーケー株式会社退職給付信託口	TDK株式会社	77

3. 大量保有報告書又は大量保有報告書の変更報告書により、以下のとおり株式を保有している旨の通知を受けておりますが、当社として当中間会計期間末時点における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。

なお、大量保有報告書等の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	報告義務発生日	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
モルガン・スタンレー証券株式会社ほか2社	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー	平成19年4月30日	3,101	2.42

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 570,000	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 126,960,000	126,960	—
単元未満株式	普通株式 507,848	—	—
発行済株式総数	128,037,848	—	—
総株主の議決権	—	126,960	—

(注) 「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が39,000株含まれております。

また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数39個が含まれております。

②【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
アンリツ株式会社	神奈川県厚木市 恩名五丁目1番1号	568,000	—	568,000	0.44
株式会社市川電機	神奈川県伊勢原市 岡崎6488-1	2,000	—	2,000	0.00
計	—	570,000	—	570,000	0.45

2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高 (円)	609	556	556	554	571	516
最低 (円)	552	503	520	502	470	469

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の中間財務諸表について、あずさ監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金及び預金		23,547		10,714		18,947	
2. 受取手形及び売掛金		27,027		27,283		28,113	
3. 有価証券		—		13,697		998	
4. 棚卸資産		26,996		26,292		26,599	
5. 繰延税金資産		9,066		9,438		9,324	
6. その他		1,185		1,965		1,895	
7. 貸倒引当金		△481		△497		△488	
流動資産合計		87,343	61.1	88,895	62.1	85,391	60.8
II 固定資産	※1						
1. 有形固定資産							
(1) 建物及び構築物		14,382		13,741		14,014	
(2) その他		9,524	23,907	9,294	23,036	9,445	23,459
2. 無形固定資産							
(1) のれん		14,960		14,111		14,651	
(2) その他		3,668	18,628	3,452	17,564	3,656	18,308
3. 投資その他の資産							
(1) 長期前払費用		7,504		7,552		7,490	
(2) その他		5,690		6,179		5,775	
(3) 貸倒引当金		△68	13,126	△28	13,703	△29	13,235
固定資産合計		55,662	38.9	54,303	37.9	55,003	39.2
資産合計		143,005	100.0	143,199	100.0	140,395	100.0
(負債の部)							
I 流動負債							
1. 支払手形及び買掛金		8,993		6,846		7,476	
2. 一年以内に償還予定の社債		—		15,000		15,000	
3. 短期借入金		15,610		8,090		13,582	
4. 未払法人税等		529		717		1,274	
5. 役員賞与引当金		—		—		66	
6. その他		14,271		13,474		13,685	
流動負債合計		39,405	27.6	44,129	30.8	51,086	36.4
II 固定負債							
1. 社債		15,000		10,000		—	
2. 新株予約権付社債		15,000		15,000		15,000	
3. 長期借入金		10,123		9,955		9,451	
4. 退職給付引当金		1,740		1,796		1,741	
5. 役員退職慰労引当金		78		29		80	
6. 賞与引当金		35		43		48	
7. その他		1,375		1,821		1,368	
固定負債合計		43,353	30.3	38,646	27.0	27,690	19.7
負債合計		82,758	57.9	82,775	57.8	78,776	56.1

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
I 株主資本							
1. 資本金		14,049		14,049		14,049	
2. 資本剰余金		22,999		22,999		22,999	
3. 利益剰余金		25,776		26,495		27,116	
4. 自己株式		△810		△830		△824	
株主資本合計		62,015	43.4	62,715	43.8	63,341	45.1
II 評価・換算差額等							
1. その他有価証券評価差額金		523		574		705	
2. 繰延ヘッジ損益		△10		—		△1	
3. 為替換算調整勘定		△2,444		△2,910		△2,441	
評価・換算差額等合計		△1,931	△1.4	△2,335	△1.6	△1,736	△1.2
III 新株予約権							
1. 新株引受権		160		—		—	
2. 新株予約権		3		43		13	
新株予約権合計		163	0.1	43	0.0	13	0.0
純資産合計		60,246	42.1	60,423	42.2	61,619	43.9
負債純資産合計		143,005	100.0	143,199	100.0	140,395	100.0

②【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)			
I 売上高			46,493	100.0		48,812	100.0		99,445	100.0
II 売上原価			26,857	57.8		27,699	56.7		55,786	56.1
売上総利益			19,636	42.2		21,112	43.3		43,659	43.9
III 販売費及び一般管理費	※1		17,762	38.2		19,836	40.7		37,300	37.5
営業利益			1,873	4.0		1,276	2.6		6,358	6.4
IV 営業外収益										
1. 受取利息		147			106			398		
2. 受取配当金		23			24			35		
3. その他		203	374	0.8	149	279	0.6	673	1,107	1.1
V 営業外費用										
1. 支払利息		663			433			1,234		
2. 為替差損		296			11			465		
3. 棚卸資産評価損		497			731			1,112		
4. その他		483	1,941	4.1	697	1,872	3.8	1,460	4,272	4.3
経常利益			306	0.7		—	—		3,193	3.2
経常損失			—	—		316	△0.6		—	—
VI 特別利益										
1. 関係会社整理益		—			—			166		
2. 新株引受権戻入益		—	—	—	—	—	—	160	326	0.3
VII 特別損失										
1. 投資有価証券評価損		39			29			39		
2. 特別退職金		151			—			331		
3. 固定資産売却損	※2	47	238	0.6	—	29	0.1	47	418	0.4
税金等調整前中間(当期)純利益			68	0.1		—	—		3,101	3.1
税金等調整前中間純損失			—	—		345	△0.7		—	—
法人税、住民税及び事業税		883			228			2,216		
法人税等戻入額		—			382			—		
法人税等調整額		△404	478	1.0	△17	△171	△0.4	△490	1,725	1.7
当期純利益			—	—		—	—		1,375	1.4
中間純損失			410	△0.9		174	△0.4		—	—

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日 残高 (百万円)	14,049	22,999	26,653	△805	62,898
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当（注）	—	—	△382	—	△382
役員賞与（注）	—	—	△83	—	△83
中間純損失	—	—	△410	—	△410
自己株式の取得	—	—	—	△7	△7
自己株式の処分	—	—	△0	2	1
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）	—	—	—	—	—
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	△877	△5	△882
平成18年9月30日 残高 (百万円)	14,049	22,999	25,776	△810	62,015

	評価・換算差額等				新株予約権			純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計	新株引受権	新株予約権	新株予約権 合計	
平成18年3月31日 残高 (百万円)	708	—	△2,635	△1,927	—	—	—	60,970
中間連結会計期間中の変動額								
剰余金の配当（注）	—	—	—	—	—	—	—	△382
役員賞与（注）	—	—	—	—	—	—	—	△83
中間純損失	—	—	—	—	—	—	—	△410
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△7
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	1
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）	△184	△10	191	△4	160	3	163	159
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	△184	△10	191	△4	160	3	163	△723
平成18年9月30日 残高 (百万円)	523	△10	△2,444	△1,931	160	3	163	60,246

（注）平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日 残高 (百万円)	14,049	22,999	27,116	△824	63,341
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△446	—	△446
中間純損失	—	—	△174	—	△174
自己株式の取得	—	—	—	△7	△7
自己株式の処分	—	—	△0	1	0
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）	—	—	—	—	—
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	△620	△5	△626
平成19年9月30日 残高 (百万円)	14,049	22,999	26,495	△830	62,715

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日 残高 (百万円)	705	△1	△2,441	△1,736	13	61,619
中間連結会計期間中の変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△446
中間純損失	—	—	—	—	—	△174
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△7
自己株式の処分	—	—	—	—	—	0
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）	△131	1	△468	△598	29	△568
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	△131	1	△468	△598	29	△1,195
平成19年9月30日 残高 (百万円)	574	—	△2,910	△2,335	43	60,423

前連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日 残高 (百万円)	14,049	22,999	26,653	△805	62,898
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当（注）	—	—	△382	—	△382
剰余金の配当	—	—	△446	—	△446
役員賞与（注）	—	—	△83	—	△83
当期純利益	—	—	1,375	—	1,375
自己株式の取得	—	—	—	△21	△21
自己株式の処分	—	—	△0	2	1
株主資本以外の項目の連結会計年度 中の変動額（純額）	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	—	—	463	△19	443
平成19年3月31日 残高 (百万円)	14,049	22,999	27,116	△824	63,341

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日 残高 (百万円)	708	—	△2,635	△1,927	—	60,970
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当（注）	—	—	—	—	—	△382
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△446
役員賞与（注）	—	—	—	—	—	△83
当期純利益	—	—	—	—	—	1,375
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△21
自己株式の処分	—	—	—	—	—	1
株主資本以外の項目の連結会計年度 中の変動額（純額）	△2	△1	194	190	13	204
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	△2	△1	194	190	13	648
平成19年3月31日 残高 (百万円)	705	△1	△2,441	△1,736	13	61,619

（注） 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の要約連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期)純利益又は 税金等調整前中間純損失(△)		68	△345	3,101
減価償却費		1,754	1,841	3,670
のれん償却額		320	320	640
貸倒引当金の増減額		△47	10	△88
賞与引当金の増減額		△0	△5	12
受取利息及び受取配当金		△171	△130	△434
支払利息		663	433	1,234
為替差益		△86	△1	△26
投資有価証券売却益		△0	—	△0
投資有価証券評価損		39	29	39
有形固定資産除却・売却損		53	60	76
有形固定資産売却益		△6	△20	△198
売上債権の減少額		789	730	1,218
棚卸資産の増減額		△2,245	209	△1,790
仕入債務の増減額		1,099	△593	△1,852
退職給付引当金の増減額		△24	55	△23
前払年金費用の増減額		15	△59	102
役員賞与引当金の増減額		—	△66	66
未収消費税等の増減額		22	△17	△137
未払消費税等の減少額		△61	△58	△29
役員賞与の支払額		△83	—	△83
その他		210	657	△571
小計		2,310	3,047	4,927
利息及び配当金の受取額		178	132	440
利息の支払額		△699	△505	△1,291
法人税等の支払額		△776	△777	△1,942
法人税等の還付額		312	250	355
営業活動によるキャッシュ・フロー		1,324	2,147	2,488
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の売却による収入		900	—	900
有形固定資産の取得による支出		△1,038	△1,296	△2,218
有形固定資産の売却による収入		77	73	321
投資有価証券の取得による支出		△5	△1	△9
投資有価証券の売却による収入		1,952	—	1,952
長期貸付金の回収による収入		0	0	0
長期性預金の預け入れによる支出		—	△633	—
その他		△105	△144	△526
投資活動によるキャッシュ・フロー		1,781	△2,002	420
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
短期借入金純増減額		△1,534	1,408	△1,964
長期借入れによる収入		7,000	668	7,800
長期借入金の返済による支出		△803	△7,108	△4,168
社債の発行による収入		—	10,000	—
社債の償還による支出		△14,793	—	△14,793
提出会社による配当金の支払額		△382	△446	△828
自己株式の取得による支出		△7	△7	△21
自己株式の売却による収入		1	0	1
財務活動によるキャッシュ・フロー		△10,520	4,516	△13,974
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		91	△195	142
V 現金及び現金同等物の増減額		△7,322	4,465	△10,923
VI 現金及び現金同等物の期首残高		30,870	19,946	30,870
VII 現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	※1	23,547	24,412	19,946

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1. 連結の範囲に関する事項 子会社45社のすべてを連結の範囲に含めております。 主要な連結子会社の名称 Anritsu U.S. Holding, Inc. (アメリカ)、Anritsu Company (アメリカ)、Anritsu A/S (デンマーク)、アンリツ産機システム㈱、東北アンリツ㈱、アンリツネットワークス㈱</p> <p>なお、Anritsu EMEA Limitedは当中間連結会計期間に設立した会社であり、当中間連結会計期間から連結の範囲に含めています。 また、NetTest (Pty) Ltd. は当中間連結会計期間に清算したため、連結の範囲より除外しています。</p> <p>2. 持分法の適用に関する事項 (1)持分法適用の関連会社 Anritsu A/Sの持分法適用関連会社であるCN Resources International (CZ) A/S, Czechについては、決算日が12月31日であり、中間連結財務諸表の作成にあたっては、8月31日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用し、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p> <p>(2)持分法を適用していない関連会社 ㈱市川電機については、中間連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。</p> <p>3. 連結子会社の事業年度等に関する事項 全ての連結子会社の中間決算日は中間連結決算日と一致しております。</p> <p>4. 会計処理基準に関する事項 (1)重要な資産の評価基準及び評価方法 1)有価証券(その他有価証券) 時価のあるもの …中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの …移動平均法による原価法 2)デリバティブ …時価法</p>	<p>1. 連結の範囲に関する事項 子会社44社のすべてを連結の範囲に含めております。 主要な連結子会社の名称 Anritsu U.S. Holding, Inc. (アメリカ)、Anritsu Company (アメリカ)、Anritsu A/S (デンマーク)、アンリツ産機システム㈱、東北アンリツ㈱、アンリツネットワークス㈱</p> <p>なお、NetTest do Mexico C.V. de SAは当中間連結会計期間に清算したため、連結の範囲より除外しております。</p> <p>2. 持分法の適用に関する事項 (1)持分法適用の関連会社 同 左</p> <p>(2) 同 左</p> <p>3. 連結子会社の事業年度等に関する事項 同 左</p> <p>4. 会計処理基準に関する事項 (1)重要な資産の評価基準及び評価方法 1)有価証券(その他有価証券) 時価のあるもの … 同 左 時価のないもの … 同 左 2)デリバティブ … 同 左</p>	<p>1. 連結の範囲に関する事項 子会社45社のすべてを連結の範囲に含めております。 なお、Anritsu EMEA Ltd.及びAnritsu Company S.A. de C.V.は当連結会計年度に設立した会社であり、当連結会計年度から連結の範囲に含めています。 また、NetTest (Pty) Ltd.及びNetTest (China) Co.,Ltd.は当連結会計年度に清算したため、連結の範囲より除外しています。</p> <p>2. 持分法の適用に関する事項 (1)持分法適用の関連会社 Anritsu A/Sの持分法適用関連会社であるCN Resources International (CZ) A/S, Czechについては持分法適用の範囲に含めております。なお、その決算日は12月31日であり、連結財務諸表の作成にあたっては、2月28日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p> <p>(2)持分法を適用していない関連会社 ㈱市川電機については、連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法を適用しておりません。</p> <p>3. 連結子会社の事業年度等に関する事項 全ての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。</p> <p>4. 会計処理基準に関する事項 (1)重要な資産の評価基準及び評価方法 1)有価証券(その他有価証券) 時価のあるもの …連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの … 同 左 2)デリバティブ … 同 左</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>3) 棚卸資産 …主として個別法による原価法</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産…主として定率法 ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。</p> <p>無形固定資産…定額法 ただし、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 なお、のれんについては、当該国で一般に公正妥当と認められている基準によっております。</p>	<p>3) 棚卸資産 … 同 左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産…主として定率法 ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。 （会計方針の変更） 当社及び国内連結子会社は、当中間連結会計期間より、法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これにより、売上総利益が29百万円、営業利益が32百万円それぞれ減少し、経常損失及び税金等調整前中間純損失が32百万円それぞれ増加しております。 なお、セグメント情報に与える影響額については当該個所に記載しております。 （追加情報） なお、当社及び国内連結子会社は、平成19年3月31日以前に取得した資産について、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘記録との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 これにより、売上総利益が89百万円、営業利益が98百万円それぞれ減少し、経常損失及び税金等調整前中間純損失が98百万円それぞれ増加しております。 なお、セグメント情報に与える影響額については当該個所に記載しております。 無形固定資産…定額法 ただし、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 なお、のれんについては「5. のれん及び負ののれんの償却に関する事項」に記載のとおりであります。</p>	<p>3) 棚卸資産 … 同 左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産…主として定率法 ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。</p> <p>無形固定資産…同 左</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(3)重要な引当金の計上基準</p> <p>1)貸倒引当金 債権の貸倒れの損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については財務内容評価法により計上しております。</p> <p>2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。過去勤務債務は、発生時に費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として13年）による定額法により、翌連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>3)役員退職慰労引当金 国内連結子会社は、役員の退職慰労金支出に備えるため、内規に基づく中間連結会計期間末要支給額を計上しております。 なお、当社は平成16年6月の取締役会及び監査役会において、当該内規を廃止し今後役員退職慰労金の支給は行わないことを決議いたしました。従って、役員の退職慰労金支出に備えるため、当該決議以前は内規に基づき計上しておりますが、当該決議以降は新たに発生しておらず、中間連結会計期間末における役員退職慰労引当金残高は当該決議以前から在任している役員に対する支給予定額であります。</p> <p>4)賞与引当金 当社は、幹部職の賞与の支払いに備えるため、各評価期間末における支給見込額のうち、当中間連結会計期間において発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(3)重要な引当金の計上基準</p> <p>1)貸倒引当金 同 左</p> <p>2)退職給付引当金 同 左</p> <p>3)役員退職慰労引当金 同 左</p> <p>4)賞与引当金 同 左</p>	<p>(3)重要な引当金の計上基準</p> <p>1)貸倒引当金 同 左</p> <p>2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、過去勤務債務は、発生時に費用処理しております。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として13年）による定額法により、翌連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>3)役員退職慰労引当金 国内連結子会社は、役員の退職慰労金支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。 なお、当社は平成16年6月の取締役会及び監査役会において、当該内規を廃止し今後役員退職慰労金の支給は行わないことを決議いたしました。従って、役員の退職慰労金支出に備えるため、当該決議以前は内規に基づき計上しておりますが、当該決議以降は新たに発生しておらず、連結会計年度末における役員退職慰労引当金残高は当該決議以前から在任している役員に対する支給予定額であります。</p> <p>4)賞与引当金 当社は、幹部職の賞与の支払いに備えるため、各評価期間末における支給見込額のうち、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>5) —</p> <p>(4)重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は中間連結決算日の直物為替相場により円換算し、収益及び費用は期中平均相場により円換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。</p> <p>(5)重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(6)重要なヘッジ会計の方法 1)ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。 また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。</p> <p>2)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段：為替予約、金利スワップ ヘッジ対象：外貨建営業取引に係る債権債務、長期借入金</p> <p>3)ヘッジ方針 為替予約については、内規に基づき、外貨建営業取引に係る債権債務の為替変動リスクを回避する目的で行っております。原則として1年を超える長期契約を行わず、投機目的及びレバレッジ効果の高い取引は行わない方針であります。 金利スワップについては、内規に基づき、借入金の金利変動リスクを回避する目的で行っております。</p>	<p>5)役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込み額に基づき、当中間連結会計期間負担額を計上しております。 なお、当中間連結会計期間末において、支給見込み額を合理的に見積ることが困難であるため、引当金計上はしていません。</p> <p>(4)重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 同 左</p> <p>(5)重要なリース取引の処理方法 同 左</p> <p>(6)重要なヘッジ会計の方法 1)ヘッジ会計の方法 同 左</p> <p>2)ヘッジ手段とヘッジ対象 同 左</p> <p>3)ヘッジ方針 同 左</p>	<p>5)役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額を計上しております。</p> <p>(4)重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。</p> <p>(5)重要なリース取引の処理方法 同 左</p> <p>(6)重要なヘッジ会計の方法 1)ヘッジ会計の方法 同 左</p> <p>2)ヘッジ手段とヘッジ対象 同 左</p> <p>3)ヘッジ方針 同 左</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>4)ヘッジ有効性評価の方法 為替予約については、連結決算日(含む中間連結決算日)及び決済日(為替予約の実行日)に予約レートと同日の直物相場によるレート比較により評価を行っております。</p> <p>金利スワップについては、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債又は予定取引に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ効果が極めて高いため、有効性の評価は省略しております。</p> <p>(7)その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>1)在外連結子会社の会計処理基準 在外連結子会社が採用している会計処理基準は、当該国で一般公正妥当と認められている基準によっております。</p> <p>2)消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p> <p>3)連結納税制度 連結納税制度を適用しております。</p> <p>5. —</p> <p>6. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価格変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>4)ヘッジ有効性評価の方法 為替予約については、連結決算日(含む中間連結決算日)及び決済日(為替予約の実行日)に予約レートと同日の直物相場によるレート比較により評価を行っております。</p> <p>金利スワップについては、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債又は予定取引に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ効果が極めて高いため、有効性の評価は省略しております。</p> <p>また、特例処理の要件を満たす金利スワップは、有効性の評価を省略しております。</p> <p>(7)その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>1)在外連結子会社の会計処理基準 同 左</p> <p>2)消費税等の会計処理 同 左</p> <p>3)連結納税制度 同 左</p> <p>5. のれん及び負ののれんに関する事項 のれんは当該国で一般に公正妥当と認められている基準によっております。償却する場合は、20年以内の投資回収見込年数で均等償却しております。 なお、NetTest社(現商号Anritsu A/S)との間ののれんについては9年で均等償却を行っております。</p> <p>6. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同 左</p>	<p>4)ヘッジ有効性評価の方法 為替予約については、連結決算日及び決済日(為替予約の実行日)に予約レートと同日の直物相場によるレート比較により評価を行っております。</p> <p>金利スワップについては、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債又は予定取引に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ効果が極めて高いため、有効性の評価は省略しております。</p> <p>また、特例処理の要件を満たす金利スワップは、有効性の評価を省略しております。</p> <p>(7)その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>1)在外連結子会社の会計処理基準 同 左</p> <p>2)消費税等の会計処理 同 左</p> <p>3)連結納税制度 同 左</p> <p>5. のれん及び負ののれんに関する事項 同 左</p> <p>6. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同 左</p>

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、60,094百万円であります。 なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準) 当中間連結会計期間から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p> <p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、61,606百万円であります。</p> <p>(ストック・オプション等に関する会計基準) 当連結会計年度から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(役員賞与に関する会計基準) 当連結会計年度から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
<p>(中間連結貸借対照表) 前中間連結会計期間において、「連結調整勘定」及び「営業権」として掲記されていたものは、当中間連結会計期間から「のれん」として表示しております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書) 前連結会計年度において、「連結調整勘定償却額」として掲記されていたものは、当中間連結会計期間から「のれん償却額」として表示しております。</p>	<p>(中間連結貸借対照表)</p> <p>前中間連結会計期間及び前連結会計年度において「現金及び預金」に含めて表示しておりました譲渡性預金は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 最終改正 平成19年6月15日)、「金融商品会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第14号 最終改正 平成19年7月4日)、「『中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則』の取扱いに関する留意事項について」(最終改正 平成19年10月2日)及び「金融商品会計に関するQ&A」(最終改正 平成19年11月6日)が改正されたことに伴い、当中間連結会計期間より「有価証券」に含めて表示しております。</p> <p>なお、組替後の「現金及び預金」残高は、前中間連結会計期間16,547百万円、前連結会計年度11,347百万円、組替後の「有価証券」残高は、前中間連結会計期間7,000百万円、前連結会計年度8,598百万円であります。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度 (平成19年3月31日)												
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 … 55,416百万円</p> <p>2 偶発債務 (1)保証債務・保証予約残高 … 1,256百万円 (2)保証債務・保証予約</p> <table border="1" data-bbox="114 1433 504 1543"> <thead> <tr> <th>保証債務等</th> <th>金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従業員住宅ローン</td> <td>1,247</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 銀行借入金等に対する保証であります。</p>	保証債務等	金額 (百万円)	従業員住宅ローン	1,247	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 … 56,713百万円</p> <p>2 偶発債務 (1)保証債務・保証予約残高 … 1,182百万円 (2)保証債務・保証予約</p> <table border="1" data-bbox="549 1433 938 1543"> <thead> <tr> <th>保証債務等</th> <th>金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従業員住宅ローン</td> <td>1,077</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 銀行借入金等に対する保証であります。</p>	保証債務等	金額 (百万円)	従業員住宅ローン	1,077	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 … 56,553百万円</p> <p>2 偶発債務 (1)保証債務・保証予約残高 … 1,185百万円 (2)保証債務・保証予約</p> <table border="1" data-bbox="983 1433 1372 1543"> <thead> <tr> <th>保証債務等</th> <th>金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従業員住宅ローン</td> <td>1,171</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 銀行借入金等に対する保証であります。</p>	保証債務等	金額 (百万円)	従業員住宅ローン	1,171
保証債務等	金額 (百万円)													
従業員住宅ローン	1,247													
保証債務等	金額 (百万円)													
従業員住宅ローン	1,077													
保証債務等	金額 (百万円)													
従業員住宅ローン	1,171													

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額 (1) 従業員給料賞与 6,363百万円 (2) 賞与引当金繰入額 22百万円 (3) 退職給付費用 396百万円 (4) 役員退職慰労引当金繰入額 0百万円 (5) 試験研究費 3,345百万円 ※2 固定資産廃却損の内訳 (1) 建物及び構築物 47百万円	※1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額 (1) 従業員給料賞与 7,115百万円 (2) 賞与引当金繰入額 1百万円 (3) 退職給付費用 550百万円 (4) 役員退職慰労引当金繰入額 2百万円 (5) 試験研究費 3,922百万円 ※2 —————	※1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額 (1) 従業員給料賞与 13,215百万円 (2) 賞与引当金繰入額 12百万円 (3) 役員賞与引当金繰入額 66百万円 (4) 退職給付費用 774百万円 (5) 役員退職慰労引当金繰入額 2百万円 (6) 広告宣伝費 1,800百万円 (7) 旅費交通費 2,038百万円 (8) 減価償却費 863百万円 (9) 試験研究費 7,277百万円 ※2 固定資産廃却損の内訳 (1) 建物及び構築物 47百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数 (株)	当中間連結会計期間 増加株式数 (株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (株)	当中間連結会計期間 末株式数 (株)
普通株式	128,037,848	—	—	128,037,848

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数 (株)	当中間連結会計期間 増加株式数 (株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (株)	当中間連結会計期間 末株式数 (株)
普通株式 (注) 1, 2	526,041	12,987	2,425	536,603

(注) 1. 自己株式の株式数の増加 12,987株は、単元未満株式の買取請求による増加であります。

2. 自己株式の株式数の減少 2,425株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当中間連結会 計期間末残高 (百万円)
			前連結会計 年度末	当中間連結会 計期間増加	当中間連結会 計期間減少	当中間連結 会計期間末	
提出会社 (親会社)	平成13年新株引受権	普通株式	800,000	—	—	800,000	160
	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	3
合 計		—	—	—	—	—	163

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月28日 定時株主総会	普通株式	382	3.00	平成18年3月31日	平成18年6月28日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年10月25日 取締役会	普通株式	446	利益剰余金	3.50	平成18年9月30日	平成18年12月5日

当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数 (株)	当中間連結会計期間 増加株式数 (株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (株)	当中間連結会計期間 末株式数 (株)
普通株式	128,037,848	—	—	128,037,848

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数 (株)	当中間連結会計期間 増加株式数 (株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (株)	当中間連結会計期間 末株式数 (株)
普通株式 (注) 1, 2	556,749	13,491	1,611	568,629

(注) 1. 自己株式の株式数の増加 13,491株は、単元未満株式の買取請求による増加であります。

2. 自己株式の株式数の減少 1,611株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当中間連結会 計期間末残高 (百万円)
			前連結会計 年度末	当中間連結 計期間増加	当中間連結 計期間減少	当中間連結 計期間末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	43
合計		—	—	—	—	—	43

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	普通株式	446	3.50	平成19年3月31日	平成19年6月28日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年10月24日 取締役会	普通株式	446	利益剰余金	3.50	平成19年9月30日	平成19年12月4日

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数 (株)	当連結会計年度増加 株式数 (株)	当連結会計年度減少 株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式	128,037,848	—	—	128,037,848

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数 (株)	当連結会計年度増加 株式数 (株)	当連結会計年度減少 株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式 (注) 1, 2	526, 041	33, 184	2, 476	556, 749

(注) 1. 自己株式の株式数の増加 33, 184株は、単元未満株式の買取請求による増加であります。

2. 自己株式の株式数の減少 2, 476株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当連結会計年 度末残高 (百万円)
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	平成13年新株引受権 (注) 1	普通株式	800, 000	—	800, 000	—	—
	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	13
合 計		—	—	—	—	—	13

(注) 1. 平成13年新株引受権の当連結会計年度減少は、新株引受権付社債の満期によるものであります。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月28日 定時株主総会	普通株式	382	3.00	平成18年3月31日	平成18年6月28日
平成18年10月25日 取締役会	普通株式	446	3.50	平成18年9月30日	平成18年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が連結会計年度末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	普通株式	446	利益剰余金	3.50	平成19年3月31日	平成19年6月28日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>現金及び預金勘定 23, 547百万円 取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資 (有価証券) ー百万円</p> <hr/> <p>現金及び現金同等物 23, 547百万円</p>	<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>現金及び預金勘定 10, 714百万円 取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資 (有価証券) 13, 697百万円</p> <hr/> <p>現金及び現金同等物 24, 412百万円</p>	<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>現金及び預金勘定 18, 947百万円 取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資 (有価証券) 998百万円</p> <hr/> <p>現金及び現金同等物 19, 946百万円</p>

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																																																						
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="113 533 507 815"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(有形固定資産)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>987</td> <td>744</td> <td>242</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>987</td> <td>744</td> <td>242</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産等の中間期末残高に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table data-bbox="204 1144 501 1249"> <tr> <td>1年内</td> <td>122百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>119百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>242百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産等の中間期末残高に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額</p> <table data-bbox="177 1556 501 1621"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>102百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>102百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 (借主側)</p> <table data-bbox="177 1854 501 1995"> <tr> <td>未経過リース料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年内</td> <td>608百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,578百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,187百万円</td> </tr> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	(有形固定資産)				その他	987	744	242	合計	987	744	242	1年内	122百万円	1年超	119百万円	合計	242百万円	支払リース料	102百万円	減価償却費相当額	102百万円	未経過リース料		1年内	608百万円	1年超	1,578百万円	合計	2,187百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="544 533 938 815"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(有形固定資産)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>899</td> <td>199</td> <td>699</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>899</td> <td>199</td> <td>699</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 同 左</p> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table data-bbox="635 1144 932 1249"> <tr> <td>1年内</td> <td>164百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>535百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>699百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 同 左</p> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額</p> <table data-bbox="608 1556 932 1621"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>66百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>66百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同 左</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 (借主側)</p> <table data-bbox="608 1854 932 1995"> <tr> <td>未経過リース料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年内</td> <td>710百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,204百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,914百万円</td> </tr> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	(有形固定資産)				その他	899	199	699	合計	899	199	699	1年内	164百万円	1年超	535百万円	合計	699百万円	支払リース料	66百万円	減価償却費相当額	66百万円	未経過リース料		1年内	710百万円	1年超	1,204百万円	合計	1,914百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="976 533 1370 840"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>190</td> <td>95</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>333</td> <td>168</td> <td>164</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>524</td> <td>264</td> <td>259</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産等の期末残高に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table data-bbox="1067 1144 1364 1249"> <tr> <td>1年内</td> <td>109百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>150百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>259百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産等の期末残高に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table data-bbox="1040 1556 1364 1621"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>209百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>209百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同 左</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 (借主側)</p> <table data-bbox="1040 1854 1364 1995"> <tr> <td>未経過リース料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年内</td> <td>634百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,307百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,942百万円</td> </tr> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	機械装置及び運搬具	190	95	95	工具器具備品	333	168	164	合計	524	264	259	1年内	109百万円	1年超	150百万円	合計	259百万円	支払リース料	209百万円	減価償却費相当額	209百万円	未経過リース料		1年内	634百万円	1年超	1,307百万円	合計	1,942百万円
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																																																																					
(有形固定資産)																																																																																																								
その他	987	744	242																																																																																																					
合計	987	744	242																																																																																																					
1年内	122百万円																																																																																																							
1年超	119百万円																																																																																																							
合計	242百万円																																																																																																							
支払リース料	102百万円																																																																																																							
減価償却費相当額	102百万円																																																																																																							
未経過リース料																																																																																																								
1年内	608百万円																																																																																																							
1年超	1,578百万円																																																																																																							
合計	2,187百万円																																																																																																							
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																																																																					
(有形固定資産)																																																																																																								
その他	899	199	699																																																																																																					
合計	899	199	699																																																																																																					
1年内	164百万円																																																																																																							
1年超	535百万円																																																																																																							
合計	699百万円																																																																																																							
支払リース料	66百万円																																																																																																							
減価償却費相当額	66百万円																																																																																																							
未経過リース料																																																																																																								
1年内	710百万円																																																																																																							
1年超	1,204百万円																																																																																																							
合計	1,914百万円																																																																																																							
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																																																																					
機械装置及び運搬具	190	95	95																																																																																																					
工具器具備品	333	168	164																																																																																																					
合計	524	264	259																																																																																																					
1年内	109百万円																																																																																																							
1年超	150百万円																																																																																																							
合計	259百万円																																																																																																							
支払リース料	209百万円																																																																																																							
減価償却費相当額	209百万円																																																																																																							
未経過リース料																																																																																																								
1年内	634百万円																																																																																																							
1年超	1,307百万円																																																																																																							
合計	1,942百万円																																																																																																							

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)

有価証券

1. その他有価証券で時価のあるもの

	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)		
	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1)株式	907	1,788	881
(2)債券	—	—	—
(3)その他	—	—	—
合計	907	1,788	881

2. 時価評価されていない有価証券

	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)	
	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	
(1)関係会社株式	173	
(2)その他有価証券		
非上場株式	193	
コマーシャルペーパー	—	
その他	84	
合計	450	

当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)

有価証券

1. その他有価証券で時価のあるもの

	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日現在)		
	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1)株式	910	1,648	738
(2)債券	—	—	—
(3)その他	—	—	—
合計	910	1,648	738

2. 時価評価されていない有価証券

	当中間連結会計期間末（平成19年9月30日現在）	
	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	
(1) 関係会社株式	224	
(2) その他有価証券		
非上場株式	152	
国債・地方債等	9,997	
譲渡性預金	3,700	
その他	62	
合計	14,136	

前連結会計年度末（平成19年3月31日）

有価証券

1. その他有価証券で時価のあるもの

	前連結会計年度末（平成19年3月31日現在）		
	取得原価（百万円）	連結貸借対照表計上額（百万円）	差額（百万円）
(1) 株式	908	1,809	900
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	908	1,809	900

2. 時価評価されていない有価証券

	前連結会計年度末（平成19年3月31日現在）	
	連結貸借対照表計上額（百万円）	
(1) 関係会社株式	192	
(2) その他有価証券		
非上場株式	195	
コマーシャルペーパー	998	
その他	88	
合計	1,474	

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

(通貨関連)

区分	取引の種類	前中間連結会計期間 (平成18年9月30日現在)		
		契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引	2,564	2,545	18
合計		2,564	2,545	18

(注) 1 時価の算定方法

為替予約取引の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づいて算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているものについては、開示の対象から除いており、「外貨建取引等会計処理基準」により外貨建金銭債権債務等に振り当てたものについては、注記の対象から除いておりません。

(金利関連)

市場取引以外の取引

ヘッジ会計を適用している金利スワップ取引については、開示の対象から除いております。

当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

(通貨関連)

区分	取引の種類	当中間連結会計期間 (平成19年9月30日現在)		
		契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引	3,115	3,138	△23
合計		3,115	3,138	△23

(注) 1 時価の算定方法

為替予約取引の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づいて算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているものについては、開示の対象から除いており、「外貨建取引等会計処理基準」により外貨建金銭債権債務等に振り当てたものについては、注記の対象から除いておりません。

(金利関連)

市場取引以外の取引

ヘッジ会計を適用している金利スワップ取引については、開示の対象から除いております。

前連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益
（通貨関連）

区分	取引の種類	前連結会計年度 （平成19年3月31日現在）		
		契約額等 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引 以外の取引	為替予約取引	2,138	2,133	4
合計		2,138	2,133	4

（注）1 時価の算定方法

為替予約取引の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づいて算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているものについては、開示の対象から除いており、「外貨建取引等会計処理基準」により外貨建金銭債権債務等に振り当てたものについては、注記の対象から除いておりません。

（金利関連）

市場取引以外の取引

ヘッジ会計を適用している金利スワップ取引については、開示の対象から除いております。

（ストック・オプション等関係）

前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

1. スtock・オプションに係る当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費 3百万円

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成18年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の常勤取締役 6名、当社執行役員（従業員） 9名、 当社理事（従業員） 4名、国内子会社代表取締役社長・役付取締役 ・執行役員 12名、海外子会社オフィサー（従業員） 8名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 229,000株
付与日	平成18年8月14日
権利確定条件	平成20年3月期における連結当期純利益が40億円以上であること。
対象勤務期間	2年間（自平成18年8月15日 至平成20年8月14日）
権利行使期間	3年間（自平成20年8月15日 至平成23年8月14日） ただし、権利行使期間中に退任、退職により対象者としての地位を 喪失した場合は、喪失後1年間に限り行使を認める。なお、付与日 より平成20年8月14日までに退任、退職した場合は、平成20年8月 15日から1年間に限り行使を認める。
権利行使価格（円）	624
付与日における公正な評価単価（円）	151

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

1. スtock・オプションに係る当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費 29百万円

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成19年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社常勤取締役 5名、当社執行役員(従業員) 8名、 当社理事(従業員) 4名、国内子会社代表取締役社長・役付取締役 ・執行役員 12名、海外子会社オフィサー(従業員) 7名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 213,000株
付与日	平成19年8月13日
権利確定条件	—
対象勤務期間	2年間(自平成19年8月14日 至平成21年8月13日)
権利行使期間	3年間(自平成21年8月14日 至平成24年8月13日) ただし、権利行使期間中に退任、退職により対象者としての地位を 喪失した場合は、喪失後1年間に限り行使を認める。なお、付与日 より平成21年8月13日までに退任、退職した場合は、平成21年8月 14日から1年間に限り行使を認める。
権利行使価格(円)	566
付与日における公正な評価単価(円)	92

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. スtock・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費 13百万円

2. 当連結会計年度に存在したストック・オプションの内容

	平成14年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役及び従業員 128名 子会社取締役 12名	当社取締役及び従業員 20名 当社子会社取締役及び従業員 16名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 290,000株	普通株式 204,000株
付与日	平成14年9月10日	平成17年7月27日
権利確定条件	—	平成19年3月期における連結売上高が900 億円、連結営業利益が70億円の条件を満 たすこと。
対象勤務期間	2年間 (自平成14年6月25日 至平成16年6月 30日)	2年間 (自平成17年6月23日 至平成19年6月30 日)
権利行使期間	3年間 (自平成16年7月1日 至平成19年6月 30日) ただし、権利行使期間中に退任、退職に より対象者としての地位を喪失した場合 は、喪失後1年間に限り行使を認める。 なお、付与日より平成16年6月30日ま でに退任、退職した場合は、平成16年7月 1日から1年間に限り行使を認める。	3年間 (自平成19年7月1日 至平成22年6月 30日) ただし、権利行使期間中に退任、退職に より対象者としての地位を喪失した場合 は、喪失後1年間に限り行使を認める。 なお、付与日より平成19年6月30日ま でに退任、退職した場合は、平成19年7月 1日から1年間に限り行使を認める。
権利行使価格(円)	707	700
付与日における公正な評価 単価(円)	—	—

	平成18年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社執行役員 9名 当社理事 4名 子会社取締役・執行役員 12名 海外子会社従業員 8名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 229,000株
付与日	平成18年8月14日
権利確定条件	平成20年3月期における連結当期純利益が40億円以上であること。
対象勤務期間	2年間 (自平成18年8月15日 至平成20年8月14日)
権利行使期間	3年間 (自平成20年8月15日 至平成23年8月14日) ただし、権利行使期間中に退任、退職により対象者としての地位を喪失した場合は、喪失後1年間に限り行使を認める。 なお、付与日より平成20年8月14日までに退任、退職した場合は、平成20年8月15日から1年間に限り行使を認める。
権利行使価格(円)	624
付与日における公正な評価単価(円)	151

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

	計測器 (百万円)	情報通信 (百万円)	産業機械 (百万円)	サービス他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I. 売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	34,440	2,101	6,187	3,764	46,493	—	46,493
(2)セグメント間の内部売上高又は 振替高	144	9	6	1,833	1,994	△1,994	—
計	34,584	2,110	6,193	5,598	48,487	△1,994	46,493
II. 営業費用	33,028	2,583	5,869	4,074	45,555	△936	44,619
営業利益又は営業損失(△)	1,556	△472	324	1,523	2,932	△1,058	1,873

- (注) 1. 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。
2. 各事業の主な製品等は次のとおりです。
- (1)計測器……………デジタル通信・IPネットワーク用測定器、光通信用測定器、移動通信用測定器、RF・マイクロ波・ミリ波帯汎用測定器、サービス・アシュアランス
- (2)情報通信……………公共情報システム、画像集配信システム、IPネットワーク機器
- (3)産業機械……………自動重量選別機、自動電子計量機、異物検出機
- (4)サービス他……………物流、厚生サービス、不動産賃貸、人事・経理事務処理業務、光デバイス、部品製造、精密寸法測定機等
3. 営業費用のうち消去又は全社に含めた配賦不能営業費用の金額は1,101百万円であり、その主な内容は内部管理上、各事業に関連付けられない基礎研究に係る費用であります。
4. 前中間連結会計年度まで「情報通信機器」として表示しておりましたセグメント区分は、近年、情報・システムの提供に加えてサービスの提供に事業を拡大しつつあるため、事業の全体像を反映させる目的で「情報通信」に表示を変更しております。この変更による金額的影響はありません。

当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

	計測器 (百万円)	情報通信 (百万円)	産業機械 (百万円)	サービス他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I. 売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	36,117	2,178	6,797	3,717	48,812	—	48,812
(2)セグメント間の内部売上高又は 振替高	94	2	112	1,637	1,845	△1,845	—
計	36,212	2,180	6,910	5,354	50,658	△1,845	48,812
II. 営業費用	35,192	2,463	6,422	4,522	48,601	△1,065	47,536
営業利益又は営業損失(△)	1,019	△282	487	832	2,056	△780	1,276

- (注) 1. 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。
2. 各事業の主な製品等は次のとおりです。
- (1)計測器……………デジタル通信・IPネットワーク用測定器、光通信用測定器、移動通信用測定器、RF・マイクロ波・ミリ波帯汎用測定器、サービス・アシュアランス
- (2)情報通信……………公共情報システム、画像集配信システム、IPネットワーク機器
- (3)産業機械……………自動重量選別機、自動電子計量機、異物検出機
- (4)サービス他……………物流、厚生サービス、不動産賃貸、人事・経理事務処理業務、光デバイス、部品製造、精密寸法測定機等
3. 営業費用のうち消去又は全社に含めた配賦不能営業費用の金額は858百万円であり、その主な内容は内部管理上、各事業に関連付けられない基礎研究に係る費用であります。

4. 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計処理基準に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法 会計方針の変更」に記載のとおり、当中間連結会計期間より改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。
当該変更により、従来の方法によった場合と比べ、営業費用が「計測器」で16百万円、「情報通信」で0百万円、「産業機械」で12百万円、「サービス他」で0百万円、「消去又は全社」で2百万円それぞれ増加し、営業損益がそれぞれ同額減少しております。
5. 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計処理基準に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法 追加情報」に記載のとおり、当中間連結会計期間より減価償却の方法を見直しております。
当該変更により、従来の方法によった場合と比べ、営業費用が「計測器」で52百万円、「情報通信」で6百万円、「産業機械」で3百万円、「サービス他」で24百万円、「消去又は全社」で11百万円それぞれ増加し、営業損益がそれぞれ同額減少しております。

前連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

	計測器 (百万円)	情報通信 (百万円)	産業機械 (百万円)	サービス他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I. 売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	72,882	6,010	12,295	8,256	99,445	—	99,445
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	62	7	44	3,744	3,859	△3,859	—
計	72,945	6,017	12,340	12,001	103,305	△3,859	99,445
II. 営業費用	68,228	5,872	11,732	9,367	95,199	△2,112	93,087
営業利益又は営業損失(△)	4,717	145	608	2,634	8,105	△1,746	6,358

(注) 1. 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2. 各事業の主な製品等は次のとおりです。

- (1)計測器……………デジタル通信・IPネットワーク用測定器、光通信用測定器、移動通信用測定器、RF・マイクロ波・ミリ波帯汎用測定器、サービス・アシュアランス
- (2)情報通信……………公共情報システム、画像集配信システム、IPネットワーク機器
- (3)産業機械……………自動重量選別機、自動電子計量機、異物検出機
- (4)サービス他……………物流、厚生サービス、不動産賃貸、人事・経理事務処理業務、部品製造、光デバイス、精密寸法測定機等

3. 当連結会計年度における営業費用のうち、消去又は全社に含めた配賦不能営業費用の金額は1,839百万円であり、その主な内容は内部管理上、各事業に関連付けられない基礎研究に係る費用であります。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I. 売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	23,049	9,954	7,977	5,512	46,493	—	46,493
(2)セグメント間の内部売上高又は 振替高	6,071	4,148	2,023	210	12,454	△12,454	—
計	29,120	14,103	10,001	5,722	58,947	△12,454	46,493
II. 営業費用	27,467	12,403	11,563	5,393	56,827	△12,208	44,619
営業利益又は営業損失(△)	1,653	1,699	△1,562	329	2,120	△246	1,873

(注) 1. 連結会社の所在する国又は地域を地理的近接度により区分しております。

2. 各区分に属する地域の主な内訳は次のとおりです。

(1)米州……………アメリカ、カナダ、ブラジル

(2)欧州……………イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、スウェーデン、スペイン、デンマーク

(3)アジア他……………中国、韓国、台湾、シンガポール、オーストラリア

当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I. 売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	24,136	10,068	9,028	5,578	48,812	—	48,812
(2)セグメント間の内部売上高又は 振替高	7,197	4,696	2,349	343	14,587	△14,587	—
計	31,333	14,764	11,377	5,922	63,399	△14,587	48,812
II. 営業費用	30,840	13,228	12,535	5,605	62,210	△14,673	47,536
営業利益又は営業損失(△)	493	1,536	△1,157	317	1,189	86	1,276

(注) 1. 連結会社の所在する国又は地域を地理的近接度により区分しております。

2. 各区分に属する地域の主な内訳は次のとおりです。

(1)米州……………アメリカ、カナダ、メキシコ、ブラジル

(2)欧州……………イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、スウェーデン、スペイン、デンマーク

(3)アジア他……………中国、韓国、台湾、シンガポール、オーストラリア

3. 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計処理基準に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法 会計方針の変更」に記載のとおり、当中間連結会計期間より改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

当該変更により、従来の方法によった場合と比べ、営業費用は「日本」で32百万円増加し、営業利益は「日本」で同額減少しております。

4. 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計処理基準に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法 追加情報」に記載のとおり、当中間連結会計期間より減価償却の方法を見直しております。

当該変更により、従来の方法によった場合と比べ、営業費用は「日本」で98百万円増加し、営業利益は「日本」で同額減少しております。

前連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I. 売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	49,903	20,646	17,838	11,057	99,445	—	99,445
(2)セグメント間の内部売上高又は 振替高	14,020	9,230	4,017	554	27,823	△27,823	—
計	63,924	29,876	21,856	11,612	127,269	△27,823	99,445
II. 営業費用	58,761	25,803	24,861	11,037	120,463	△27,376	93,087
営業利益又は営業損失(△)	5,162	4,073	△3,004	574	6,805	△446	6,358

(注) 1. 連結会社の所在する国又は地域を地理的近接度により区分しております。

2. 各区分に属する地域の主な内訳は次のとおりです。

- (1) 米州……………アメリカ、カナダ、ブラジル
- (2) 欧州……………イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、スウェーデン、スペイン、デンマーク
- (3) アジア他……………中国、韓国、台湾、シンガポール、オーストラリア

【海外売上高】

前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

	米州	EMEA	アジア他	計
I. 海外売上高（百万円）	9,361	8,602	8,326	26,290
II. 連結売上高（百万円）	—	—	—	46,493
III. 海外売上高の連結売上高に占める割合（%）	20.1	18.5	17.9	56.5

当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

	米州	EMEA	アジア他	計
I. 海外売上高（百万円）	9,217	8,961	8,673	26,852
II. 連結売上高（百万円）	—	—	—	48,812
III. 海外売上高の連結売上高に占める割合（%）	18.9	18.3	17.8	55.0

前連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

	米州	EMEA	アジア他	計
I. 海外売上高（百万円）	19,023	18,251	17,117	54,391
II. 連結売上高（百万円）	—	—	—	99,445
III. 海外売上高の連結売上高に占める割合（%）	19.1	18.4	17.2	54.7

(注) 1. 本邦以外の国又は地域で、連結会社が売上高を有する当該国又は地域を、地理的近接度により区分しております。

2. 各区分に属する地域の主な内訳は次のとおりです。

(1) 米州……………アメリカ、カナダ、メキシコ、ブラジル

(2) EMEA……………イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、スウェーデン、スペイン、デンマーク、中近東、アフリカ

(3) アジア他……………中国、韓国、台湾、シンガポール、オーストラリア

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額 … 471円24銭 1株当たり中間純損失 … 3円22銭 なお、潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額については、1株当 たり中間純損失が計上されているた め、記載しておりません。	1株当たり純資産額 … 473円68銭 1株当たり中間純損失 … 1円37銭 なお、潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額については、1株当 たり中間純損失が計上されているた め、記載しておりません。	1株当たり純資産額 … 483円25銭 1株当たり当期純利益金額 … 10円79銭 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 … 9円72銭

(注) 1株当たり中間純損失及び1株当たり当期純利益金額並びに潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間純損失又は1株当たり当期純利益金額			
中間(当期)純利益(純損失△) (百万円)	△410	△174	1,375
普通株主に帰属しない金額(百万円) (うち利益処分による役員賞与金)	— (—)	— (—)	— (—)
普通株式に係る中間(当期)純利益(純 損失△)(百万円)	△410	△174	1,375
期中平均株式数(株)	127,507,878	127,476,052	127,499,301
潜在株式調整後1株当たり中間(当期) 純利益金額			
中間(当期)純利益調整額(百万円)	—	—	—
普通株式増加数(株) (うち新株予約権付社債)	— (—)	— (—)	14,018,691 (14,018,691)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調 整後1株当たり中間(当期)純利益の算 定に含めなかった潜在株式の概要	1. 新株引受権1銘柄 潜在株式の数 800,000株 2. 新株予約権4銘柄 潜在株式の数 723,000株 転換社債型新株予 約権付社債 額面総額 15,000百万円 1及び2の詳細につ いては、「第4提出会 社の状況、1株式等 の状況、(2)新株予 約権等の状況」に記 載のとおりであります。	1. 新株予約権4銘柄 潜在株式の数 442,000株 2. 転換社債型新株予 約権付社債 額面総額 15,000百万円 1及び2の詳細につ いては、「第4提出会 社の状況、1株式等 の状況、(2)新株予 約権等の状況」に記 載のとおりであります。	新株予約権4銘柄 潜在株式の数 723,000株 詳細については「第4 提出会社の状況、1株 式等の状況、(2)新株予 約権等の状況」に記 載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金及び預金		16,418		4,489		11,999	
2. 受取手形		1,475		973		875	
3. 売掛金		14,306		15,599		18,447	
4. 有価証券		—		13,697		998	
5. 棚卸資産		15,582		15,478		15,897	
6. 繰延税金資産		—		7,106		6,693	
7. その他		10,645		1,856		2,775	
8. 貸倒引当金		△237		△247		△237	
流動資産合計	※3	58,190	42.4	58,953	43.1	57,448	42.2
II 固定資産							
1. 有形固定資産	※1						
(1) 建物及び構築物		7,378		7,018		7,199	
(2) その他		2,338	9,716	2,369	9,388	2,310	9,510
2. 無形固定資産			592		447		545
3. 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		53,707		53,495		53,723	
(2) 長期貸付金		7,505		7,165		7,545	
(3) その他		7,453		7,281		7,491	
(4) 貸倒引当金		△48	68,617	△1	67,940	△9	68,750
固定資産合計		78,925	57.6	77,777	56.9	78,806	57.8
資産合計		137,116	100.0	136,731	100.0	136,255	100.0
(負債の部)							
I 流動負債							
1. 支払手形		112		142		148	
2. 買掛金		6,952		5,442		7,947	
3. 1年以内に償還予定の社債		2,000		15,000		15,000	
4. 短期借入金		8,570		1,040		7,870	
5. 未払法人税等		66		66		162	
6. 預り金		—		7,742		6,855	
7. 役員賞与引当金		—		—		26	
8. その他		12,892		5,583		5,201	
流動負債合計		30,593	22.3	35,017	25.6	43,210	31.7
II 固定負債							
1. 社債		15,000		10,000		—	
2. 新株予約権付社債		15,000		15,000		15,000	
3. 長期借入金		7,000		7,000		7,000	
4. 役員退職慰労引当金		70		18		70	
5. 賞与引当金		35		43		48	
6. その他		218		369		206	
固定負債合計		37,324	27.2	32,431	23.7	22,325	16.4
負債合計		67,918	49.5	67,448	49.3	65,535	48.1

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
I 株主資本							
1. 資本金		14,049	10.3	14,049	10.3	14,049	10.3
2. 資本剰余金							
(1) 資本準備金		22,999		22,999		22,999	
資本剰余金合計		22,999	16.8	22,999	16.8	22,999	16.9
3. 利益剰余金							
(1) 利益準備金		2,468		2,468		2,468	
(2) その他利益剰余金		29,828		29,991		31,324	
別途積立金		28,219		28,219		28,219	
繰越利益剰余金		1,609		1,772		3,105	
利益剰余金合計		32,296	23.5	32,459	23.7	33,792	24.8
4. 自己株式		△810	△0.6	△830	△0.6	△824	△0.6
株主資本合計		68,534	50.0	68,678	50.2	70,018	51.4
II 評価・換算差額等							
1. その他有価証券評価差額金		510	0.4	559	0.4	688	0.5
2. 繰延ヘッジ損益		△10	△0.0	—	—	△1	△0.0
評価・換算差額等合計		499	0.4	559	0.4	687	0.5
III 新株予約権							
1. 新株引受権		160	0.1	—	—	—	—
2. 新株予約権		3	0.0	43	0.1	13	0.0
新株予約権合計		163	0.1	43	0.1	13	0.0
純資産合計		69,198	50.5	69,282	50.7	70,719	51.9
負債純資産合計		137,116	100.0	136,731	100.0	136,255	100.0

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)			
I 売上高			22,183	100.0		23,434	100.0		50,193	100.0
II 売上原価			15,898	71.7		17,315	73.9		35,501	70.7
売上総利益			6,285	28.3		6,118	26.1		14,691	29.3
III 販売費及び一般管理費			5,716	25.7		6,301	26.9		11,967	23.9
営業利益			568	2.6		—	—		2,723	5.4
営業損失			—	—		182	△0.8		—	—
IV 営業外収益	※1		572	2.5		472	2.0		1,064	2.1
V 営業外費用	※2		914	4.1		1,304	5.5		2,048	4.0
経常利益			226	1.0		—	—		1,739	3.5
経常損失			—	—		1,014	△4.3		—	—
VI 特別利益	※3		—	—		—	—		160	0.3
VII 特別損失	※4		39	0.2		29	0.2		39	0.1
税引前中間(当期)純利益			186	0.8		—	—		1,859	3.7
税引前中間純損失			—	—		1,043	△4.5		—	—
法人税、住民税及び 事業税		△172			△142			△389		
法人税等調整額		106	△65	△0.3	△13	△156	△0.7	54	△335	△0.7
中間(当期)純利益			252	1.1		—	—		2,195	4.4
中間純損失			—	—		886	△3.8		—	—

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日 残高 (百万円)	14,049	22,999	22,999	2,468	28,219	1,770	32,457	△805	68,701
中間会計期間中の変動額									
剰余金の配当（注）	-	-	-	-	-	△382	△382	-	△382
役員賞与（注）	-	-	-	-	-	△30	△30	-	△30
中間純利益	-	-	-	-	-	252	252	-	252
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	△7	△7
自己株式の処分	-	-	-	-	-	△0	△0	2	1
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	-	-	-	-	-	△161	△161	△5	△166
平成18年9月30日 残高 (百万円)	14,049	22,999	22,999	2,468	28,219	1,609	32,296	△810	68,534

	評価・換算差額等			新株予約権			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	新株引受権	新株予約権	新株予約権 合計	
平成18年3月31日 残高 (百万円)	696	-	696	-	-	-	69,397
中間会計期間中の変動額							
剰余金の配当（注）	-	-	-	-	-	-	△382
役員賞与（注）	-	-	-	-	-	-	△30
中間純利益	-	-	-	-	-	-	252
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	△7
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	1
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	△185	△10	△196	160	3	163	△32
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△185	△10	△196	160	3	163	△199
平成18年9月30日 残高 (百万円)	510	△10	499	160	3	163	69,198

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金			
平成19年3月31日 残高 (百万円)	14,049	22,999	22,999	2,468	28,219	3,105	33,792	△824	70,018
中間会計期間中の変動額									
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△446	△446	—	△446
中間純損失	—	—	—	—	—	△886	△886	—	△886
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△7	△7
自己株式の処分	—	—	—	—	—	△0	△0	1	0
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	—	—	—	△1,333	△1,333	△5	△1,339
平成19年9月30日 残高 (百万円)	14,049	22,999	22,999	2,468	28,219	1,772	32,459	△830	68,678

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日 残高 (百万円)	688	△1	687	13	70,719
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△446
中間純損失	—	—	—	—	△886
自己株式の取得	—	—	—	—	△7
自己株式の処分	—	—	—	—	0
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	△129	1	△128	29	△98
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△129	1	△128	29	△1,437
平成19年9月30日 残高 (百万円)	559	—	559	43	69,282

前事業年度の株主資本等変動計算書（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日 残高 (百万円)	14,049	22,999	22,999	2,468	28,219	1,770	32,457	△805	68,701
事業年度中の変動額									
剰余金の配当（注）	-	-	-	-	-	△382	△382	-	△382
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△446	△446	-	△446
役員賞与（注）	-	-	-	-	-	△30	△30	-	△30
当期純利益	-	-	-	-	-	2,195	2,195	-	2,195
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	△21	△21
自己株式の処分	-	-	-	-	-	△0	△0	2	1
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計 (百万円)	-	-	-	-	-	1,335	1,335	△19	1,316
平成19年3月31日 残高 (百万円)	14,049	22,999	22,999	2,468	28,219	3,105	33,792	△824	70,018

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日 残高 (百万円)	696	-	696	-	69,397
事業年度中の変動額					
剰余金の配当（注）	-	-	-	-	△382
剰余金の配当	-	-	-	-	△446
役員賞与（注）	-	-	-	-	△30
当期純利益	-	-	-	-	2,195
自己株式の取得	-	-	-	-	△21
自己株式の処分	-	-	-	-	1
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△7	△1	△8	13	5
事業年度中の変動額合計 (百万円)	△7	△1	△8	13	1,321
平成19年3月31日 残高 (百万円)	688	△1	687	13	70,719

（注） 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>1. 資産の評価基準及び評価方法 (1) 有価証券 1) 子会社株式及び関連会社株式 …移動平均法による原価法 2) その他有価証券 時価のあるもの …中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。） 時価のないもの …移動平均法による原価法 (2) デリバティブ …時価法 (3) 棚卸資産 製品・仕掛品 …個別法による原価法 原材料 …移動平均法による原価法 2. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法 ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。</p>	<p>1. 資産の評価基準及び評価方法 (1) 有価証券 1) 子会社株式及び関連会社株式 … 同 左 2) その他有価証券 時価のあるもの … 同 左 時価のないもの … 同 左 (2) デリバティブ … 同 左 (3) 棚卸資産 製品・仕掛品 … 同 左 原材料 … 同 左 2. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法 ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。 （会計方針の変更） 当社は、当中間会計期間より、法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これにより、売上総利益が13百万円減少し、営業損失、経常損失及び税金等調整前中間純損失が15百万円それぞれ増加しております。 （追加情報） なお、当社は、平成19年3月31日以前に取得した資産について、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した会計年度の翌会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘記録との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。</p>	<p>1. 資産の評価基準及び評価方法 (1) 有価証券 1) 子会社株式及び関連会社株式 … 同 左 2) その他有価証券 時価のあるもの …決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。） 時価のないもの … 同 左 (2) デリバティブ … 同 左 (3) 棚卸資産 製品・仕掛品 … 同 左 原材料 … 同 左 2. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法 ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(2)無形固定資産 定額法 ただし、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p> <p>3. 引当金の計上基準 (1)貸倒引当金 債権の貸倒れの損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については財務内容評価法により計上しております。</p> <p>(2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、計算の結果、当中間会計期間においては退職給付引当金が借方残高となったため、前払年金費用として投資その他の資産の「長期前払費用」に含めて計上しております。 過去勤務債務は、発生時に費用処理しております。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により、翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(3)役員退職慰労引当金 当社は平成16年6月の取締役会及び監査役会において、当該内規を廃止し今後役員退職慰労金の支給は行わないことを決議いたしました。 従って、役員退職慰労金支出に備えるため、当該決議以前は内規に基づき計上しておりますが、当該決議以降は新たに発生しておらず、中間会計期間末における役員退職慰労引当金残高は当該決議以前から在任している役員に対する支給予定額であります。</p>	<p>これにより、売上総利益が55百万円減少し、営業損失、経常損失及び税金等調整前中間純損失が62百万円それぞれ増加しております。</p> <p>(2)無形固定資産 同 左</p> <p>3. 引当金の計上基準 (1)貸倒引当金 同 左</p> <p>(2)退職給付引当金 同 左</p> <p>(3)役員退職慰労引当金 同 左</p>	<p>(2)無形固定資産 同 左</p> <p>3. 引当金の計上基準 (1)貸倒引当金 同 左</p> <p>(2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、計算の結果、当事業年度においては退職給付引当金が借方残高となったため、前払年金費用として投資その他の資産の「長期前払費用」に含めて計上しております。 過去勤務債務は、発生時に費用処理しております。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により、翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(3)役員退職慰労引当金 当社は平成16年6月の取締役会及び監査役会において、当該内規を廃止し今後役員退職慰労金の支給を行わないことを決議いたしました。 従って役員退職慰労金支出に備えるため、当該決議以前は内規に基づき計上しておりますが、当該決議以降は新たに発生しておらず、当事業年度末における役員退職慰労引当金残高は当該決議以前から在任している役員に対する支給予定額であります。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(4)賞与引当金 幹部職の賞与の支払いに備えるため、各評価期間末における支給見込額のうち、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(5) —————</p> <p>4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>5. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>6. ヘッジ会計の方法 (1)ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用し、また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。</p> <p>(2)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段：為替予約、金利スワップ ヘッジ対象：外貨建営業取引に係る債権債務、長期借入金</p> <p>(3)ヘッジ方針 為替予約については、内規に基づき、外貨建営業取引に係る債権債務の為替変動リスクを回避する目的で行っております。原則として1年を超える長期契約を行わず、投機目的及びレバレッジ効果の高い取引は行わない方針であります。 金利スワップについては、内規に基づき、借入金の金利変動リスクを回避する目的で行っております。</p>	<p>(4)賞与引当金 同 左</p> <p>(5)役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度における支給見込み額に基づき、当中間会計期間負担額を計上しております。 なお、当中間会計期間末において、支給見込み額を合理的に見積ることが困難であるため、引当金計上はしていません。</p> <p>4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 同 左</p> <p>5. リース取引の処理方法 同 左</p> <p>6. ヘッジ会計の方法 (1)ヘッジ会計の方法 同 左</p> <p>(2)ヘッジ手段とヘッジ対象 同 左</p> <p>(3)ヘッジ方針 同 左</p>	<p>(4)賞与引当金 幹部職の賞与の支払いに備えるため、各評価期間末における支給見込額のうち、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(5)役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>5. リース取引の処理方法 同 左</p> <p>6. ヘッジ会計の方法 (1)ヘッジ会計の方法 同 左</p> <p>(2)ヘッジ手段とヘッジ対象 同 左</p> <p>(3)ヘッジ方針 同 左</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(4)ヘッジ有効性評価の方法 為替予約については、決算日（含む中間決算日）及び決済日（為替予約の実行日）に予約レートと同日の直物相場によるレート比較により評価を行っております。</p> <p>金利スワップについては、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債又はは予定取引に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ効果が極めて高いため、有効性の評価は省略しております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップは、有効性の評価を省略しております。</p> <p>7. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1)消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p> <p>(2)連結納税制度 連結納税制度を適用しております。</p>	<p>(4)ヘッジ有効性評価の方法 同 左</p> <p>7. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1)消費税等の会計処理 同 左</p> <p>(2)連結納税制度 同 左</p>	<p>(4)ヘッジ有効性評価の方法 為替予約については、決算日及び決済日（為替予約の実行日）に予約レートと同日の直物相場によるレート比較により評価を行っております。金利スワップについては、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債又は予定取引に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ効果が極めて高いため、有効性の評価は省略しております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップは、有効性の評価を省略しております。</p> <p>7. その他財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>(1)消費税等の会計処理 同 左</p> <p>(2)連結納税制度 同 左</p>

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(棚卸資産の評価方法)</p> <p>部品材料は、従来、評価基準及び評価方法として総平均法による原価法を採用していましたが、当中間会計期間より新システムの導入を機に、移動平均法による原価法に変更致しました。この変更は、損益に時価の変動の影響等を適切に反映させ、より適正な期間損益計算を実現させる事を目的に行ったものであります。</p> <p>この変更に伴い、損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、69,045百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p>	<p>(棚卸資産の評価方法)</p> <p>部品材料は、従来、評価基準及び評価方法として総平均法による原価法を採用していましたが、当事業年度より新システムの導入を機に、移動平均法による原価法に変更致しました。この変更は、損益に時価の変動の影響等を適切に反映させ、より適正な期間損益計算を実現させる事を目的に行ったものであります。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、70,707百万円であります。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(ストック・オプション等に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>—————</p>	<p>—————</p> <p>—————</p>	<p>(ストック・オプション等に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(役員賞与に関する会計基準)</p> <p>役員賞与については、従来は利益処分により未処分利益の減少として会計処理しておりましたが、当事業年度より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)に従い、発生時に費用処理しております。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>

表示方法の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>(中間貸借対照表)</p> <p>「長期前払費用」(当中間会計期間残高6,426百万円)は、従来区分掲記しておりましたが、当中間会計期間末において資産の総額の100分の5以下となったため、投資その他の資産の「その他」に含めて表示することに変更しました。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(中間貸借対照表)</p> <p>_____</p> <p>前中間会計期間及び前事業年度において「現金及び預金」に含めて表示しておりました譲渡性預金は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 最終改正 平成19年6月15日)、「金融商品会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第14号 最終改正 平成19年7月4日)、「『中間財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則』の取扱いに関する留意事項について」(最終改正 平成19年10月2日)及び「金融商品会計に関するQ&A」(最終改正 平成19年11月6日)が改正されたことに伴い、当中間会計期間より「有価証券」に含めて表示しております。</p> <p>なお、組替後の「現金及び預金」残高は、前中間会計期間9,418百万円、前事業年度4,399百万円、組替後の「有価証券」残高は、前中間会計期間7,000百万円、前事業年度8,598百万円であります。</p> <p>前中間会計期間末において流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「繰延税金資産」は、当中間会計期間末において資産の総額の100分の5を超えたため区分掲記することに変更しました。</p> <p>なお前中間会計期間末の「繰延税金資産」の金額は6,647百万円であります。</p> <p>前中間会計期間末において流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「預り金」は、当中間会計期間末において負債及び純資産の総額の100分の5を超え重要度が増したため区分掲記することに変更しました。</p> <p>なお前中間会計期間末の「預り金」の金額は7,240百万円であります。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 27,395百万円</p> <p>2 偶発債務 (1)保証債務・保証予約残高 9,208百万円 (2)主な保証債務・保証予約 銀行借入金等に対する保証で あります。 Anritsu U.S. 3,819百万円 Holding Inc. (32,400千米ドル) Anritsu Limited 2,529百万円 (7,300千英ポンド) (6,100千ユーロ) 従業員住宅ローン 1,247百万円 Anritsu A/S 1,609百万円 (80,000千 デンマーククローネ)</p> <p>※3 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税 等は、相殺のうえ金額的重要性 が乏しいため、流動資産の「そ の他」に含めて表示しており ます。</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 28,194百万円</p> <p>2 偶発債務 (1)保証債務・保証予約残高 9,339百万円 (2)主な保証債務・保証予約 銀行借入金等に対する保証で あります。 Anritsu U.S. 2,147百万円 Holding Inc. (18,600千米ドル) Anritsu Limited 2,571百万円 (10,215千英ポンド) (1,088千ユーロ) 従業員住宅ローン 1,077百万円 Anritsu A/S 3,515百万円 (160,000千 デンマーククローネ)</p> <p>※3 消費税等の取扱い 同 左</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 27,942百万円</p> <p>2 偶発債務 (1)保証債務・保証予約残高 7,529百万円 (2)主な保証債務・保証予約 銀行借入金等に対する保証で あります。 Anritsu U.S. 1,641百万円 Holding Inc. (13,900千米ドル) Anritsu Limited 2,415百万円 (7,500千英ポンド) (4,300千ユーロ) 従業員住宅ローン 1,171百万円 Anritsu A/S 2,295百万円 (108,484千 デンマーククローネ)</p> <p>※3. _____</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>※1. 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 132百万円</p> <p>※2. 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 273百万円</p> <p>※3. _____</p> <p>※4. 特別損失のうち主要なもの 投有価証券評価損 39百万円</p> <p>5. 減価償却実施額 有形固定資産 581百万円 無形固定資産 152百万円</p>	<p>※1. 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 123百万円</p> <p>※2. 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 223百万円</p> <p>※3. _____</p> <p>※4. 特別損失のうち主要なもの 投有価証券評価損 29百万円</p> <p>5. 減価償却実施額 有形固定資産 628百万円 無形固定資産 124百万円</p>	<p>※1. 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 258百万円</p> <p>※2. 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 546百万円</p> <p>※3. 特別利益のうち主要なもの 新株引受権戻入益 160百万円</p> <p>※4. 特別損失のうち主要なもの 投有価証券評価損 39百万円</p> <p>5. 減価償却実施額 有形固定資産 1,214百万円 無形固定資産 290百万円</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間 末株式数(株)
普通株式(注)1, 2	526,041	12,987	2,425	536,603

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加 12,987株は、単元未満株式の買取請求による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少 2,425株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間 末株式数(株)
普通株式(注)1, 2	556,749	13,491	1,611	568,629

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加 13,491株は、単元未満株式の買取請求による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少 1,611株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式(注)1, 2	526,041	33,184	2,476	556,749

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加 33,184株は、単元未満株式の買取請求による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少 2,476株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)																																																																														
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">取得価額相当額 (百万円)</th> <th style="width: 15%;">減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th style="width: 15%;">中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(有形固定資産)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">390</td> <td style="text-align: right;">322</td> <td style="text-align: right;">67</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">390</td> <td style="text-align: right;">322</td> <td style="text-align: right;">67</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産等の中間期末残高に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1年内</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">34百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">32百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">67百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産等の中間期末残高に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">支払リース料</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">44百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">44百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により算定しております。</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	(有形固定資産)				その他	390	322	67	合計	390	322	67	1年内	34百万円	1年超	32百万円	合計	67百万円	支払リース料	44百万円	減価償却費相当額	44百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">取得価額相当額 (百万円)</th> <th style="width: 15%;">減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th style="width: 15%;">中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(有形固定資産)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">126</td> <td style="text-align: right;">37</td> <td style="text-align: right;">88</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">126</td> <td style="text-align: right;">37</td> <td style="text-align: right;">88</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 同 左</p> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1年内</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">28百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">60百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">88百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 同 左</p> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">支払リース料</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">14百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">14百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同 左</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	(有形固定資産)				その他	126	37	88	合計	126	37	88	1年内	28百万円	1年超	60百万円	合計	88百万円	支払リース料	14百万円	減価償却費相当額	14百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">取得価額相当額 (百万円)</th> <th style="width: 15%;">減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th style="width: 15%;">期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車輛運搬具</td> <td style="text-align: right;">3</td> <td style="text-align: right;">3</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td style="text-align: right;">119</td> <td style="text-align: right;">19</td> <td style="text-align: right;">99</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">123</td> <td style="text-align: right;">23</td> <td style="text-align: right;">100</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産等の期末残高に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1年内</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">28百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">71百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">100百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産等の期末残高に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">支払リース料</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">82百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">82百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同 左</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	車輛運搬具	3	3	0	工具器具備品	119	19	99	合計	123	23	100	1年内	28百万円	1年超	71百万円	合計	100百万円	支払リース料	82百万円	減価償却費相当額	82百万円
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																																													
(有形固定資産)																																																																																
その他	390	322	67																																																																													
合計	390	322	67																																																																													
1年内	34百万円																																																																															
1年超	32百万円																																																																															
合計	67百万円																																																																															
支払リース料	44百万円																																																																															
減価償却費相当額	44百万円																																																																															
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																																													
(有形固定資産)																																																																																
その他	126	37	88																																																																													
合計	126	37	88																																																																													
1年内	28百万円																																																																															
1年超	60百万円																																																																															
合計	88百万円																																																																															
支払リース料	14百万円																																																																															
減価償却費相当額	14百万円																																																																															
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																																													
車輛運搬具	3	3	0																																																																													
工具器具備品	119	19	99																																																																													
合計	123	23	100																																																																													
1年内	28百万円																																																																															
1年超	71百万円																																																																															
合計	100百万円																																																																															
支払リース料	82百万円																																																																															
減価償却費相当額	82百万円																																																																															

(有価証券関係)

前中間会計期間、当中間会計期間及び前事業年度における子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額 … 541円44銭 1株当たり中間純利益 金額 … 1円98銭 潜在株式調整後1株当 たり中間純利益金額 … 1円78銭	1株当たり純資産額 … 543円18銭 1株当たり中間純損失 … 6円96銭 金額 なお、潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額については、1株当 たり中間純損失が計上されているた め、記載しておりません。	1株当たり純資産額 … 554円64銭 1株当たり当期純利益 … 17円22銭 金額 潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額 … 15円51銭

(注) 1株当たり中間純損失金額及び1株当たり中間(当期)純利益金額並びに潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純損失又は1 株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益(純損失△) (百万円)	252	△886	2,195
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—	—
(うち利益処分による役員賞与金)	(—)	(—)	(—)
普通株式に係る中間(当期)純利益 (純損失△)(百万円)	252	△886	2,195
期中平均株式数(株)	127,507,878	127,476,052	127,499,301
潜在株式調整後1株当たり中間(当期) 純利益金額			
中間(当期)純利益調整額(百万円)	—	—	—
普通株式増加数(株)	14,018,691	—	14,018,691
(うち新株予約権付社債)	(14,018,691)	(—)	(14,018,691)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調 整後1株当たり中間(当期)純利益の算 定に含めなかった潜在株式の概要	1. 新株引受権1銘柄 潜在株式の数 800,000株 2. 新株予約権4銘柄 潜在株式の数 723,000株 1及び2の詳細につ いては、「第4提出会 社の状況、1株式等 の状況、(2)新株 予約権等の状況」 に記載のとおりで あります。	1. 新株予約権4銘柄 潜在株式の数 442,000株 2. 転換社債型新株 予約権付社債 額面総額 15,000百万円 1及び2の詳細につ いては、「第4提出会 社の状況、1株式等 の状況、(2)新株 予約権等の状況」 に記載のとおりで あります。	新株予約権4銘柄 潜在株式の数 723,000株 詳細については、「第 4提出会社の状況、1 株式等の状況、(2)新 株予約権等の状況」 に記載のとおりで あります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

平成19年10月24日開催の取締役会において、当事業年度中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額……………446百万円

(ロ) 1株当たりの金額……………3円50銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………平成19年12月4日

(注) 平成19年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主に対し、支払いを行います。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- 1 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第81期）（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）平成19年6月27日関東財務局長に提出
- 2 有価証券報告書の訂正報告書
平成19年10月24日関東財務局に提出
事業年度（第81期）（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。
- 3 臨時報告書
平成19年7月25日関東財務局長に提出
証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2に基づく臨時報告書であります。
- 4 臨時報告書の訂正報告書
平成19年8月14日関東財務局長に提出
平成19年7月25日提出の臨時報告書に係る訂正報告書であります。
- 5 発行登録書（株券、社債券等）
平成19年12月4日関東財務局長に提出
- 6 訂正発行登録書
 - (1)平成19年6月27日関東財務局長に提出
平成17年12月2日提出の発行登録書に係る訂正報告書であります。
 - (2)平成19年7月25日関東財務局長に提出
平成17年12月2日提出の発行登録書に係る訂正報告書であります。
 - (3)平成19年8月14日関東財務局長に提出
平成17年12月2日提出の発行登録書に係る訂正報告書であります。
 - (4)平成19年10月24日関東財務局長に提出
平成17年12月2日提出の発行登録書に係る訂正報告書であります。
- 7 発行登録追捕書類（株券、社債券等）
平成19年9月13日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月25日

アンリツ株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 荒井 卓一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 水谷 英滋 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアンリツ株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、アンリツ株式会社及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

- 1) 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は当中間連結会計期間より貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準及びストック・オプション等に関する会計基準が適用されることとなるため、これら会計基準により財務諸表を作成している。
- 2) セグメント情報 海外売上高の（注）4に記載のとおり、会社は当中間連結会計期間より「欧州」として表示していたセグメント区分を「EMEA」に変更し、また、「アジア他」に含めていた中近東、アフリカの各地域については、「EMEA」に含めて表示している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、当社（半期報告書提出会社）が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月21日

アンリツ株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 荒井 卓一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 水谷 英滋 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 市川 一郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアンリツ株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、アンリツ株式会社及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、当社（半期報告書提出会社）が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

アンリツ株式会社

取締役会 御中

平成18年12月25日

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 荒井 卓一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 水谷 英滋 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアンリツ株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第81期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アンリツ株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

- 1) 中間財務諸表作成の基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は棚卸資産の評価方法を変更した。
- 2) 中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は当中間会計期間より貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準及びストック・オプション等に関する会計基準が適用されることとなるため、これら会計基準により財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、当社（半期報告書提出会社）が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

アンリツ株式会社

取締役会 御中

平成19年12月21日

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 荒井 卓一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 水谷 英滋 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 市川 一郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアンリツ株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第82期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アンリツ株式会社の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、当社（半期報告書提出会社）が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。